

(別 紙)

新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成19年3月31日</u>現在の法令に基づくものである。 (第 1 省 略) 第 2 相 続 税 関 係 (1 ～ 20 省 略) <u>20－ 1 同 (第11・11の2表の付表3の2)</u> (21～69 省 略) 第 3 贈 与 税 関 係 (1 ～ 19 省 略) 20 贈与により取得された株式等の価額の調整計算についての通知書 21 特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細書 (第 4 ～ 11 省 略)	目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成18年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。 (第 1 同 左) 第 2 相 続 税 関 係 (1 ～ 20 同 左) <u>(新 規)</u> (21～69 同 左) 第 3 贈 与 税 関 係 (1 ～ 19 省 略) <u>(新 規)</u> <u>(新 規)</u> (第 4 ～ 11 同 左)

改正後

□□□-□□□□

住所又は
所在地(納税地)
氏名又は
名称

第 号
平成 年 月 日

税務署長

印

平成 年分 税の加算税の賦課決定通知書 (通知用)

平成 年分 税の平成 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税	○ 納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。
	円		円	

2 加算税の計算

	加 算 税			重 加 算 税		
	賦課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する額	賦課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する額
① 加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000	
② ①のうち国税通則法第 条第2項の 規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000				
③ ①に対する加算税の割合	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$		$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	
④ ②に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$				
⑤ 加 算 税 の 額 (①×③と②×④との合計額)	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

(資3-10-3-A4統一)

()枚のうち()枚目

(18.12)

改正前

□□□-□□□□

住所又は
所在地(納税地)
氏名又は
名称

第 号
平成 年 月 日

税務署長

印

平成 年分 税の加算税の賦課決定通知書 (通知用)

平成 年分 税の平成 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税	納付すべき 減少する	重加算税	○ 納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。
	円		円	

2 加算税の計算

	加 算 税			重 加 算 税		
	賦課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する額	賦課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する額
① 加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000		円 0,000	円 0,000	
② ①のうち国税通則法第65条第2項の 規定による加算額の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000				
③ ①に対する加算税の割合	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$		$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	
④ ②に対する加算税の割合	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$				
⑤ 加 算 税 の 額 (①×③と②×④との合計額)	円	円	円	円	円	円

3 この通知に係る処分の理由

(資3-10-3-A4統一)

()枚のうち()枚目

(17.12)

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

第1表の付表1 (平成十八年分以降用)

この表は、次の①から③に掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所 フリガナ 氏名 相続開始年月日 平成 年 月 日

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額
納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の③の金額) 円
還付される税額 (相続税の申告書第1表の④の金額) △ 円

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認

(1) 住所 〒 〒 〒 〒
(2) 氏名 フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ
① ② ③ ④

※ 整理欄
(記入しないでください。)

5 相続人等に関する事項
(3) 職業及び被相続人との続柄 職業 続柄 職業 続柄 職業 続柄 職業 続柄
(4) 生年月日 明・大・昭・平 明・大・昭・平 明・大・昭・平 明・大・昭・平
年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

(5) 電話番号

(6) 承継割合・・・B

(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額 円 円 円 円

(8) 各人の(7)の合計 円

(9) (7)の(8)に対する割合 (7) (8)

6 税額
A×B 納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て) 00円 00円 00円 00円
還付される税額 △ 円 △ 円 △ 円

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

第1表の付表1 (平成十六年分以降用)

この表は、次の①又は②に掲げる場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所 フリガナ 氏名 相続開始年月日 平成 年 月 日

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額
納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の③の金額) 円
還付される税額 (相続税の申告書第1表の④の金額) △ 円

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認

(1) 住所 〒 〒 〒 〒
(2) 氏名 フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ
① ② ③ ④

※ 整理欄
(記入しないでください。)

5 相続人等に関する事項
(3) 職業及び被相続人との続柄 職業 続柄 職業 続柄 職業 続柄 職業 続柄
(4) 生年月日 明・大・昭・平 明・大・昭・平 明・大・昭・平 明・大・昭・平
年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

(5) 電話番号

(6) 承継割合・・・B

(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額 円 円 円 円

(8) 各人の(7)の合計 円

(9) (7)の(8)に対する割合 (7) (8)

6 税額
A×B 納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て) 00円 00円 00円 00円
還付される税額 △ 円 △ 円 △ 円

相続税の総額の計算書

被相続人

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。

なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の②欄及び③欄並びに④欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

[illegible]

(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ移記します。財産を取得した人のうち農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ移記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ移記します。

相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	300,000千円 以下	300,000千円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控 除 額	－ 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法是、次のとおりです。

例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額（⑦欄）は、 $30,000 \text{ 千円} \times 15\% - 500 \text{ 千円} = 4,000 \text{ 千円}$ です。

○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、相互に連帯して納付しなければならない義務が課されています。

第2表 (平16.5)

(資4-20-3-A4統一)

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第11の2表
(平成十八年分以降用)

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)	⑤ ④の財産に係る贈与税額(贈与税の外国税額控除前の金額)	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	(各人の合計)				
	⑦ 課税価格の合計額(④の合計額)	円	円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額(⑤の合計額)					
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額(⑥の合計額)					

- (注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の②⑨欄にそれぞれ移記します。
4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に移記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

(上記の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					価額 円
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	

- (注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の④欄の金額と⑤欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑩欄の金額の合計額、又は第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表 (平18.5)

(資4-20-12-2-A4統一)

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第11の2表
(平成十六年分以降用)

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)	⑤ ④の財産に係る贈与税額(贈与税の外国税額控除前の金額)	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	(各人の合計)				
	⑦ 課税価格の合計額(④の合計額)	円	円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額(⑤の合計額)					
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額(⑥の合計額)					

- (注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額の合計額⑥」欄の金額を記入します。ただし、その財産の中に「特定事業用資産の特例」の適用を受ける財産がある場合には、第11・11の2表の付表3又は第11・11の2表の付表4によりその財産の価額を計算し、その価額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の②⑨欄にそれぞれ移記します。
4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に移記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					価額 円
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	
1								
2								
3								
4								
5								
6								

- (注) この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。ただし、「③ 相続時精算課税適用財産の明細」の「価額」欄の金額は、その財産の中に「特定事業用資産の特例」の適用を受ける財産がある場合には、第11・11の2表の付表3又は第11・11の2表の付表4によりその財産の価額を計算し、その価額に基づき記入します。

申告書第11の2表 (平16.5)

(資4-20-12-2-A4統一)

※の項目は記入する必要はありません。

※税務署整理欄
年分
名簿
税額の有無

※税務署整理欄
年分
名簿
税額の有無

特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である
選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表3 (平成十八年分以降用)

1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細 この欄は、特例の対象として特定同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。							
選択した特定同族会社株式等	法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名	① 1株(1口)当たりの時価	② 相続又は遺贈によって取得した株式(出資)の株数等	④ ②のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (⑤× $\frac{10}{100}$)	⑦ 課税価格に算入する価額 (③-⑥)
		申告期限における役職名	③	⑤ 価額 (①×②)	④ 価額 (①×④)		
			円	株・円・口	株・円・口	円	円
				円	円		
合計				A			

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。ただし、選択した特定同族会社株式等について租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合には、第11・11の2表の付表3の2の①欄又は④欄の金額を記入します。
2 ⑦欄の金額と⑥欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑤欄の金額の合計額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に記入します。
3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細 この欄は、特例の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。								
選択した特定受贈同族会社株式等	贈与年月日	法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名	① 1株(1口)当たりの時価	② 相続時精算課税に係る贈与によって取得した株式(出資)の株数等	④ ②のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (⑤× $\frac{10}{100}$)	⑦ 課税価格に算入する価額 (③-⑥)
	届け出た税務署名		役員であった期間(その期間における役職名)	③	⑤ 価額 (①×②)	④ 価額 (①×④)		
				円	株・円・口	株・円・口	円	円
			()		円	円		
			()					
			()					
			()					
合計					B			

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。ただし、選択した特定受贈同族会社株式等について租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合には、第11・11の2表の付表3の2の①欄又は④欄の金額を記入します。
2 ⑦欄の金額と⑥欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑤欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。
3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額 この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。	
A + B	円 ← (この金額が10億円を超える場合には、特例の適用を受けることはできません。)

(注) 小規模宅地等の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算」の⑤欄の価額を上記「A + B」の金額を限度として、特定(受贈)同族会社株式等を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表3 (平18.5)

(資4-20-12-5-1-A4統一)

特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である
選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表3 (平成十六年分以降用)

1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細 この欄は、特例の対象として特定同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。							
選択した特定同族会社株式等	法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名	① 1株(1口)当たりの時価	② 相続又は遺贈によって取得した株式(出資)の株数等	④ ②のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (⑤× $\frac{10}{100}$)	⑦ 課税価格に算入する価額 (③-⑥)
		申告期限における役職名	③	⑤ 価額 (①×②)	④ 価額 (①×④)		
			円	株・円・口	株・円・口	円	円
				円	円		
合計				A			

(注) 1 ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。
2 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細 この欄は、特例の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。								
選択した特定受贈同族会社株式等	贈与年月日	法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名	① 1株(1口)当たりの時価	② 相続時精算課税に係る贈与によって取得した株式(出資)の株数等	④ ②のうち特例の対象として選択した株式(出資)の株数等	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (⑤× $\frac{10}{100}$)	⑦ 課税価格に算入する価額 (③-⑥)
	届け出た税務署名		役員であった期間(その期間における役職名)	③	⑤ 価額 (①×②)	④ 価額 (①×④)		
				円	株・円・口	株・円・口	円	円
			()		円	円		
			()					
			()					
			()					
合計					B			

(注) 1 「① 1株(1口)当たりの時価」欄は、贈与時の価額を記入します。
2 ⑦欄の金額に基づき、第11の2表1の「4 ②の部分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)」欄及び第11の2表2の「3 相続時精算課税適用財産の明細」の「価額」欄を記入します。
3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額 この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。	
A + B	円 ← (この金額が10億円を超える場合には、特例の適用を受けることはできません。)

(注) 小規模宅地等の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算」の⑤欄の価額を上記「A + B」の金額の限度として、特定(受贈)同族会社株式等を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表3 (平16.5)

(資4-20-12-5-A4統一)

年 分
名 簿
簿 号

改 正 後

特定(受贈)同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細

この表は、相続税の申告期限までに特定事業用資産相続人等が有する特定(受贈)同族会社株式等について租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合に記入します。なお、この表は、会社分割等があったつど、特定事業用資産相続人等ごとに記入します。

ア 会社分割等があった特定(受贈)同族会社株式等(以下「分割対象株式等」といいます。)に係る法人の名称、会社分割等の事由等

「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当(法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。)又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。

イ 対応株式に係る法人の名称等

会社分割等により租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項又は第13項の規定により準用する第11項に規定する対応株式(以下「対応株式」といいます。)を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入します。

ウ 非対応株式に係る法人の名称等

会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定(受贈)同族会社株式等に対応する株式又は出資(以下「非対応株式」といいます。)を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入します。

被相続人

特定事業用資産相続人等

第11・11の2表の付表3の2

(平成十八年分以降用)

1 会社分割等前株式等総額の計算

①

アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの価額

円

②

会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数

株・口

③

会社分割等前株式等総額

(①×②)

円

2 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算

④

会社分割等時後におけるアの法人の資本金等の額

円

⑤

会社分割等時後におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数

株・口

⑥

会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数

株・口

⑦

租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額

(④×⑥)

円

3 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算

⑧

会社分割等時後におけるイの法人の資本金等の額

円

⑨

会社分割等時後におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数

株・口

⑩

会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は口数

株・口

⑪

租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額

(⑧×⑩)

円

4 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算

⑫

租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額

円

⑬

会社分割等時後におけるウの法人の資本金等の額

円

⑭

会社分割等時後におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数

株・口

⑮

会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は口数

株・口

⑯

租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額

(⑫+⑬×⑮)

円

5 アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの時価

(③×

(⑦)(⑩)(⑮)

)÷⑥

円

6 イの法人の対応株式の1株(1口)当たりの時価

(③×

(⑩)(⑮)

)÷⑩

円

7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額

(③×

(⑮)

)

円

(注) 1 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の相続開始時又は贈与時の1株(1口)当たりの価額を記入します。なお、既にこの表により計算した⑫欄又は⑮欄の金額がある場合には、その金額を記入します。

2 ④欄、⑧欄、⑨欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入します。

3 ⑤欄、⑨欄、⑩欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。

4 ⑦欄、⑪欄、⑯欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。

5 ⑦欄、⑨欄、⑩欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。

6 ⑦欄、⑩欄の金額を第11・11の2表の付表3の「1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄又は「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄に移記します。

7 特定同族会社株式等について⑩欄の金額がある場合には、⑩欄の金額と当該特定同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に記入します。

8 特定受贈同族会社株式等について⑩欄の金額がある場合には、⑩欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。

※ 税務署整理欄

年 分

名 簿 番 号

第11・11の2表の付表3の2 (平18.5) (資4-20-12-5-2-A4統一)

改 正 前

(新規)

※の項目は記入する必要があります。

- 6 -

特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林
である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

1 特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細 この欄は、特例の対象として特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産を選択する場合に記入します。									
選択した特定森林施業計画対象山林	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④ 課税価格に算入する価額 (①-③)
		()			ha	円	円	円	円
		()							
		()							
		()							
	合計			立木 土地等 合計			A		

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

第11・11の2表の付表4(平成十八年分以降用)

2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細 この欄は、特例の対象として特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産を選択する場合に記入します。										
選択した特定受贈森林施業計画対象山林	贈与年月日 届け出た税務署名	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④ 課税価格に算入する価額 (①-③)
			()			ha	円	円	円	円
			()							
			()							
			()							
	合計			立木 土地等 合計			B			

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の価額の合計額 この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。	
A + B 円	
(注) 小規模宅地等の特例又は特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算」の⑨欄の価額を上記「A + B」の金額を限度として、特定(受贈)森林施業計画対象山林を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。	

第11・11の2表の付表4(平18.5)

(資4-20-12-6-A4 統一)

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署
整理欄
年 分
名 簿
番 号特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林
である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

1 特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細 この欄は、特例の対象として特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産を選択する場合に記入します。									
選択した特定森林施業計画対象山林	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④ 課税価格に算入する価額 (①-③)
		()			ha	円	円	円	円
		()							
		()							
		()							
	合計			立木 土地等 合計			A		

(注) 1 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。
2 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

第11・11の2表の付表4(平成十六年分以降用)

2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細 この欄は、特例の対象として特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産を選択する場合に記入します。										
選択した特定受贈森林施業計画対象山林	贈与年月日 届け出た税務署名	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	① 立木・土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④ 課税価格に算入する価額 (①-③)
			()			ha	円	円	円	円
			()							
			()							
			()							
	合計			立木 土地等 合計			B			

(注) 1 「① 立木・土地等の価額」は、贈与時の価額を記入します。
2 ④欄の金額に基づき、第11の2表1の「④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)」欄及び第11の2表2の「③ 相続時精算課税適用財産の明細」の「価額」欄を記入します。
3 上記の「森林施業計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署
整理欄
年 分
名 簿
番 号

3 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の価額の合計額 この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。	
A + B 円	
(注) 小規模宅地等の特例又は特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算」の⑨欄の価額を上記「A + B」の金額の限度として、特定(受贈)森林施業計画対象山林を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。	

第11・11の2表の付表4(平16.5)

(資4-20-12-6-A4 統一)

特定同族会社株式等の判定明細

被相続人

1 株式（出資）の時価総額の合計額が20億円未満であることの判定

株式（出資）の時価総額の合計額

円

「2 特定株式（特定出資）に係る法人別の明細」の「ウ 株式（出資）」の時価総額（ア×イ）」欄の金額及び「3 特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（2と同一の法人を除きます。）別の明細」の「ウ 株式（出資）」の時価総額（ア×イ）」欄の金額の合計額を記入します。
20億円以上は、特例適用不可

2 特定株式（特定出資）に係る法人別の明細

法人の整理番号
(所轄税務署名) (署)

ア 相続開始の時ににおける発行済株式（出資）の総数等

株・円・口

イ 株式（出資）の1株（1口）当たりの相続開始の時ににおける時価

円

ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）

円

法人名

エ 株主等の状況

氏名（名称）
(相続開始の直前において被相続人の親族等である者の氏名に○を付けます。)

被相続人との続柄

① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の株数等

株・円・口

② 持株（出資）割合
($\frac{①}{⑦}$ の割合)

%

③ 相続又は遺贈により取得した株式（出資）の株数等

株・円・口

④ 相続又は遺贈による取得後の株式（出資）の株数等
(①+③)

株・円・口

⑤ 持株（出資）割合
($\frac{④}{⑧}$ の割合)

%

⑥ ③のうち特例の対象として選択した株式（出資）の株数等

株・円・口

被相続人

株・円・口

%

株・円・口

株・円・口

%

株・円・口

その他の株主(社員)

株・円・口

%

株・円・口

株・円・口

%

株・円・口

合計

⑦

100

⑧

100

C

①のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合

50%以下は、特例適用不可

A %

④のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合

50%以下は、特例適用不可

B %

オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況

(a) 届出書を提出した年分

平成 年分 平成 年分 平成 年分 平成 年分

(b) 届出書を提出した受贈者の氏名

(c) 届出書を提出した税務署名

署 署 署

(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等

株・円・口 株・円・口 株・円・口

(e) 生前の各贈与の時ににおける発行済株式（出資）の株数等

株・円・口 株・円・口 株・円・口

(f) $\frac{(d)}{(e)}$

— — — ⑨ —

C欄の株数等が⑩欄の株数等を超える場合は、特例適用不可

カ 特例適用限度株数等の計算

$\frac{⑩}{2} - ⑨$

⑪特例適用限度株数等

株・円・口

ア×⑩

(注) 1 「イ 株式（出資）」の1株（1口）当たりの相続開始の時ににおける時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2 「エ 株主等の状況」欄には、株主（社員）である「被相続人及び被相続人の親族等」について各人ごとに記入し、それ以外の株主（社員）については、「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。
3 ⑥欄には、⑤欄の割合が5%以上の人が③欄で取得した株式（出資）のうち特例の対象として選択した株式（出資）の株数等を記入します。
4 A欄及びB欄には、被相続人及び被相続人の親族等である者全員（氏名に○を付けた人）の特株（出資）割合の合計を記入します。
5 「オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄は、被相続人から生前に贈与を受けた当該法人の株式（出資）で租税特別措置法第69条の5第10項の届出をした受贈者がいない場合には、記入する必要はありません。この場合の⑩欄は—となります。
6 当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
7 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

3 特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（2と同一の法人を除きます。）別の明細

法人の整理番号
(所轄税務署名) (署)

ア 相続開始の時ににおける発行済株式（出資）の総数等

株・円・口

イ 株式（出資）の1株（1口）当たりの相続開始の時ににおける時価

円

ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）

円

法人名

エ 株主等の状況

氏名（名称）

被相続人との続柄

① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の株数等

株・円・口

② 被相続人が生前に相続時精算課税に係る贈与をした特定受贈株式（特定受贈出資）の株数等

株・円・口

③ 贈与年月日

署

④ 贈与税の申告書を提出した税務署名

署

被相続人

株・円・口

株・円・口

署

その他の株主(社員)

株・円・口

署

合計

株・円・口

署

(注) 1 「イ 株式（出資）」の1株（1口）当たりの相続開始の時ににおける時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2 ②欄の贈与が複数回ある場合には、②欄から④欄まではそれぞれの贈与ごとに複数段に記入してください。
3 当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
4 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

第11・11の2表の付表5（平18.5）

（資4-20-12-7-A4 統一）

特定同族会社株式等の判定明細

被相続人

1 株式（出資）の時価総額の合計額が20億円未満であることの判定

株式（出資）の時価総額の合計額

円

「2 特定株式（特定出資）に係る法人別の明細」の「ウ 株式（出資）」の時価総額（ア×イ）」欄の金額及び「3 特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（2と同一の法人を除きます。）別の明細」の「ウ 株式（出資）」の時価総額（ア×イ）」欄の金額の合計額を記入します。
20億円以上は、特例適用不可

2 特定株式（特定出資）に係る法人別の明細

法人の整理番号
(所轄税務署名) (署)

ア 相続開始の時ににおける発行済株式（出資）総数等

株・円・口

イ 株式（出資）の1株（1口）当たりの相続開始の時ににおける時価

円

ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）

円

法人名

エ 株主等の状況

氏名（名称）
(相続開始の直前において被相続人の親族等である者の氏名を○で囲みます。)

被相続人との続柄

① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の株数等

株・円・口

② 持株（出資）割合
($\frac{①}{⑦}$ の割合)

%

③ 相続又は遺贈により取得した株式（出資）の株数等

株・円・口

④ 相続又は遺贈による取得後の株式（出資）の株数等
(①+③)

株・円・口

⑤ 持株（出資）割合
($\frac{④}{⑧}$ の割合)

%

⑥ ③のうち特例の対象として選択した株式（出資）の株数等

株・円・口

被相続人

株・円・口

%

株・円・口

株・円・口

%

株・円・口

その他の株主(社員)

株・円・口

%

株・円・口

株・円・口

%

株・円・口

合計

⑦

100

⑧

100

C

①のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合

50%以下は、特例適用不可

A %

④のうち被相続人及び被相続人の親族等である者の持株（出資）割合

50%以下は、特例適用不可

B %

オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況

(a) 届出書を提出した年分

平成 年分 平成 年分 平成 年分 平成 年分

(b) 届出書を提出した受贈者の氏名

(c) 届出書を提出した税務署名

署 署 署

(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等

株・円・口 株・円・口 株・円・口

(e) 生前の各贈与の時ににおける発行済株式（出資）の株数等

株・円・口 株・円・口 株・円・口

(f) $\frac{(d)}{(e)}$

— — — ⑨ —

C欄の株数等が⑩欄の株数等を超える場合は、特例適用不可

カ 特例適用限度株数等の計算

$\frac{⑩}{2} - ⑨$

⑪特例適用限度株数等

株・円・口

ア×⑩

(注) 1 「イ 株式（出資）」の1株（1口）当たりの相続開始の時ににおける時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2 「エ 株主等の状況」欄には、株主（社員）である「被相続人及び被相続人の親族等」について各人ごとに記入し、それ以外の株主（社員）については、「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。
3 ⑥欄には、⑤欄の割合が5%以上の人が③欄で取得した株式（出資）のうち特例の対象として選択した株式（出資）の株数等を記入します。
4 A欄及びB欄には、被相続人及び被相続人の親族等である者全員（氏名を○で囲んだ人）の特株（出資）割合の合計を記入します。
5 「オ 被相続人が生前に贈与した当該法人の株式（出資）についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄は、被相続人から生前に贈与を受けた当該法人の株式（出資）で租税特別措置法第69条の5第10項の届出をした受贈者がいない場合には、記入する必要はありません。この場合の⑩欄は—となります。
6 当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
7 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

3 特定受贈株式（特定受贈出資）に係る法人（2と同一の法人を除きます。）別の明細

法人の整理番号
(所轄税務署名) (署)

ア 相続開始の時ににおける発行済株式（出資）総数等

株・円・口

イ 株式（出資）の1株（1口）当たりの相続開始の時ににおける時価

円

ウ 株式（出資）の時価総額（ア×イ）

円

法人名

エ 株主等の状況

氏名（名称）

被相続人との続柄

① 相続開始の直前に所有していた株式（出資）の株数等

株・円・口

② 被相続人が生前に相続時精算課税に係る贈与をした特定受贈株式（特定受贈出資）の株数等

株・円・口

③ 贈与年月日

署

④ 贈与税の申告書を提出した税務署名

署

被相続人

株・円・口

株・円・口

署

その他の株主(社員)

株・円・口

署

合計

株・円・口

署

(注) 1 「イ 株式（出資）」の1株（1口）当たりの相続開始の時ににおける時価」は、原則的評価方式により評価した価額となります。
2 ②欄の贈与が複数回ある場合には、②欄から④欄まではそれぞれの贈与ごとに複数段に記入してください。
3 当該法人の株式（出資）に議決権の制限がある株式（出資）がある場合には、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
4 当該法人が2以上ある場合には、この用紙を当該法人の枚数分使用し記入します。

第11・11の2表の付表5（平17.5）

（資4-20-12-7-A4 統一）

- 8 -

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成19年分以降用）

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 " 16 "	0.92	1.00				0.98	0.98
16 " 20 "	0.93					0.99	0.99
20 " 24 "	0.94					1.00	1.00
24 " 28 "	0.95				0.99		
28 " 32 "	0.96		0.98		0.98		
32 " 36 "	0.97		0.96	0.98	0.96		
36 " 40 "	0.98		0.94	0.96	0.94		
40 " 44 "	0.99		0.92	0.94	0.92		
44 " 48 "	1.00		0.90	0.92	0.91		
48 " 52 "		0.99	0.88	0.90	0.90		
52 " 56 "		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 " 60 "		0.97	0.86	0.87	0.87		
60 " 64 "		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 " 68 "		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 " 72 "		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 " 76 "		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 " 80 "		0.92	0.81	0.82			
80 " 84 "		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 " 88 "		0.88		0.80			
88 " 92 "		0.86			0.81	0.90	
92 " 96 "	0.99	0.84					
96 " 100 "	0.97	0.82					
100 "	0.95	0.80			0.80		

⑥ 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	＝	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上 6未満	＝	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 " 8 "	＝	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 " 10 "	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10 " 16 "	0.97					1.00	0.97
16 " 22 "	0.98						0.98
22 " 28 "	0.99						0.99
28 "	1.00						1.00

⑦ 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
2以上 3未満	1.00		1.00		0.98	1.00	1.00
3 " 4 "			0.99		0.96	0.99	
4 " 5 "			0.98		0.94	0.98	
5 " 6 "			0.96		0.92	0.96	
6 " 7 "			0.94		0.90	0.94	
7 " 8 "			0.92			0.92	
8 "			0.90			0.90	

② 側方路線影響加算率表

地区区分	加 算 率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街	0.07	0.03
高度商業、繁華街	0.10	0.05
普通商業・併用住宅	0.08	0.04
普通住宅、中小工場	0.03	0.02
大工場	0.02	0.01

③ 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.03
高度商業、繁華街	0.07
普通商業・併用住宅	0.05
普通住宅、中小工場	0.02
大工場	0.02

④ 不整形地補正率を算定する際の地積区分表

地積区分	A	B	C
高度商業	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

⑤ 不整形地補正率表

地区区分 地積 かけ 区分 地割合	高度商業、繁華街、 普通商業・併用住宅、中小工場			普通住宅		
	A	B	C	A	B	C
10％以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15％ "	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20％ "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25％ "	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30％ "	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35％ "	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40％ "	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45％ "	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50％ "	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55％ "	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60％ "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65％ "	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

⑧ がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積	南	東	西	北
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	＝
4以上 6未満	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	
6 " 8 "	0.93	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	
8 " 10 "	0.94	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	
10 " 12 "	0.95	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	
12 " 14 "	0.96	0.99	1.00	1.00		0.97	
14 " 16 "	0.97	1.00				0.98	
16 " 20 "	0.98					0.99	
20 " 24 "	0.99					1.00	1.00
24 " 28 "	1.00				0.99		
28 " 32 "			0.99		0.98		
32 " 36 "			0.98	0.99	0.96		
36 " 40 "		0.99	0.97	0.98	0.94		
40 " 44 "		0.98	0.96	0.97	0.92		
44 " 48 "		0.97	0.95	0.96	0.91		
48 " 52 "		0.96	0.94	0.95	0.90		
52 " 56 "		0.95		0.94	0.88		
56 " 60 "		0.94	0.93		0.87		
60 " 64 "				0.93	0.86		
64 " 68 "		0.93	0.92		0.85		
68 " 72 "				0.92	0.84		
72 " 76 "		0.92	0.91		0.83	0.96	
76 " 80 "				0.91			
80 " 84 "			0.90		0.82	0.93	
84 " 88 "		0.91		0.90			
88 " 92 "					0.81	0.90	
92 " 96 "							
96 " 100 "					0.80		
100 "		0.90					

⑥ 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	
4以上 6未満	0.85	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	
6 " 8 "	0.90	0.97		1.00	0.97	0.90	
8 " 10 "	0.95	1.00			1.00	0.95	
10 " 16 "	0.97					1.00	
16 " 24 "	0.99						
24 "	1.00						

⑦ 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
2以上 3未満	1.00		1.00		0.98	1.00	1.00
3 " 4 "			0.99		0.96	0.99	
4 " 5 "			0.98		0.94	0.98	
5 " 6 "			0.96		0.92	0.96	
6 " 7 "			0.94		0.90	0.94	
7 " 8 "			0.92			0.92	
8 "			0.90			0.90	

② 側方路線影響加算率表

地区区分	加 算 率	
	角地の場合	準角地の場合
ビル街	0.15	0.07
高度商業、繁華街	0.10	0.05
普通商業・併用住宅	0.08	0.04
普通住宅、中小工場	0.05	0.02
大工場	0.02	0.01

③ 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.10
高度商業、繁華街	0.07
普通商業・併用住宅	0.05
普通住宅、中小工場	0.03
大工場	0.02

④ 不整形地補正率を算定する際の地積区分表

地積区分	A	B	C
ビル街	4,000㎡未満	4,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上
高度商業	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

⑤ 不整形地補正率表

地区区分 地積 かけ 区分 地割合	ビル街、高度商業、繁華街、 普通商業・併用住宅、中小工場			普通住宅		
	A	B	C	A	B	C
10％以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15％ "	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20％ "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25％ "	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30％ "	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35％ "	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40％ "	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45％ "	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50％ "	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55％ "	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60％ "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65％ "	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

⑧ がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積	南	東	西	北
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

税務署長 殿 平成 年 月 日提出 平成 年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 2

提出用 税務署受付印

住所 〒 (電話 - -)

フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。

氏名

生年月日 年 月 日 職業

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号 名簿

申告書提出年月日 財産 事案

災害等延長期限 細目 処理

出国年月日 コード 訂正

死亡年月日 関与区分 修正

第一表 (平成18年分以降用) (相続時精算課税の申告をされる方は、申告書第二表と一緒に提出してください。)

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日

取得した財産の明細

種類 細目 利用区分・数 数量 単価 価額

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) ①

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) ②

基礎控除額 ③

②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】 ④

④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、平成17年分以前に住宅取得資金等の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の⑩の金額) ⑤

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥

差引税額 (⑤-⑥) ⑦

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑯の金額の合計額) ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑰の金額の合計額) ⑨

課税価格の合計額 (①+⑧) ⑩

差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】 ⑪

納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額) ⑫

申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫) ⑬

この申告書が修正申告書である場合

差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪) ⑭

申告期限までに納付すべき税額 の増加額 (⑬-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑬) ⑮

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者

(資5-10-1-1-A4統一) (平18.10)

税務署長 殿 平成 年 月 日提出 平成 年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 2

提出用 税務署受付印

住所 〒 (電話 - -)

フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。

氏名

生年月日 年 月 日 職業

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号 名簿

申告書提出年月日 財産 事案

災害等延長期限 細目 処理

出国年月日 コード 訂正

死亡年月日 関与区分 修正

第一表 (平成17年分以降用) (相続時精算課税の申告をされる方は、申告書第二表と一緒に提出してください。)

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日

取得した財産の明細

種類 細目 利用区分・数 数量 単価 価額

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 平成 年 月 日

フリガナ 続柄

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) ①

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) ②

基礎控除額 ③

②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】 ④

④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、住宅取得資金等の贈与の特例の計量を行う場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の1面又は2面の⑩の金額) ⑤

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥

差引税額 (⑤-⑥) ⑦

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑯の金額の合計額) ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑰の金額の合計額) ⑨

課税価格の合計額 (①+⑧) ⑩

差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】 ⑪

納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額) ⑫

申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫) ⑬

この申告書が修正申告書である場合

差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪) ⑭

申告期限までに納付すべき税額 の増加額 (⑬-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑬) ⑮

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者

(資5-10-1-1-A4統一) (平成18.10)

税務署長 殿 平成 年 月 日提出 平成 年分贈与税の申告書

住所 〒 (電話 - -)

フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。

氏名

生年月日 年 月 日 職業

明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4

(単位は円)

第一表 (平成18年分以降用)

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細				財産を取得した年月日	
	種類	細目	利用区分・税別等	数量	単価	財産の価額
住所						平成 年 月 日
フリガナ						
氏名						
生年月日						
住所						平成 年 月 日
フリガナ						
氏名						
生年月日						
住所						平成 年 月 日
フリガナ						
氏名						
生年月日						
財産の価額の合計額 (課税価格)	①					
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)	②					
基礎控除額	③					
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④					
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、平成17年分以前に住宅取得資金等の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の⑩の金額)	⑤					
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥					
差引税額 (⑤-⑥)	⑦					

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑫の金額の合計額)	⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑬の金額の合計額)	⑨	

Ⅲ 合計

課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩	
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】	⑪	
納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫	
申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬	
この申告書が修正申告書である場合	⑭	
差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪)	⑮	
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑬-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑬)	⑯	

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

(資5-10-1-2-A4統一) (平18.10)

税務署長 殿 平成 年 月 日提出 平成 年分贈与税の申告書

住所 〒 (電話 - -)

フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。

氏名

生年月日 年 月 日 職業

明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4

(単位は円)

第一表 (平成17年分以降用)

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細				財産を取得した年月日	
	種類	細目	利用区分・税別等	数量	単価	財産の価額
住所						平成 年 月 日
フリガナ						
氏名						
生年月日						
住所						平成 年 月 日
フリガナ						
氏名						
生年月日						
住所						平成 年 月 日
フリガナ						
氏名						
生年月日						
財産の価額の合計額 (課税価格)	①					
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)	②					
基礎控除額	③					
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④					
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、住宅取得資金等の贈与の特例の計算を行う場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の1面又は2面の⑩の金額)	⑤					
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥					
差引税額 (⑤-⑥)	⑦					

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑫の金額の合計額)	⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑬の金額の合計額)	⑨	

Ⅲ 合計

課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩	
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】	⑪	
納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫	
申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬	
この申告書が修正申告書である場合	⑭	
差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪)	⑮	
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑬-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑬)	⑯	

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

(資5-10-1-2-A4統一)

提出用

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

署 受 付
税 印

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。									
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。									
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3の2第1項の規定による住宅資金特別扣除の特例の適用を受けます。									
(単位は円)									
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日		左の特定贈与者から取得した財産の明細					財産を取得した年月日		
		種 類	細 目	利用区分・期間等	数 量	単 価			
		所 在 場 所 等			固定資産税評価額	倍 数	財 産 の 価 額		
住 所						円	平成□□年□□月□□日		
						円	□□□□□□□□□□		
フリガナ						円	平成□□年□□月□□日		
氏 名						円	□□□□□□□□□□		
続 柄		生 年 月 日				円	平成□□年□□月□□日		
		□□年□□月□□日				円	□□□□□□□□□□		
		↑-----明治[1]、大正[2]、昭和[3]							
課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）					⑯	□□□□□□□□□□		
	⑯のうち 住宅取得等資金の額					⑰	□□□□□□□□□□		
	⑯のうち 住宅取得等資金以外の額（⑯－⑰）					⑱	□□□□□□□□□□		
住宅資金特別扣除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別扣除額の合計額（最高1,000万円）					⑲	□□□□□□□□□□		
	住宅資金特別扣除額の残額（1,000万円－⑲）					⑳	□□□□□□□□□□		
	住宅資金特別扣除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）					㉑	□□□□□□□□□□		
	翌年以降に繰り越される住宅資金特別扣除額（1,000万円－⑲－㉑）					㉒	□□□□□□□□□□		
特別控除額の計算	㉒の控除後の課税価格（⑱－㉒）					㉓	□□□□□□□□□□		
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）					㉔	□□□□□□□□□□		
	特別控除額の残額（2,500万円－㉔）					㉕	□□□□□□□□□□		
	特別控除額（㉔の金額と㉖の金額のいずれか低い金額）					㉖	□□□□□□□□□□		
税額の計算	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉕－㉖）					㉗	□□□□□□□□□□		
	㉖の控除後の課税価格（㉓－㉖）【1,000円未満切捨て】					㉘	□□□□□□□□□□		
	㉘に対する税額（㉘×20%）					㉙	□□□□□□□□□□		
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）					㉚	□□□□□□□□□□		
差引税額（㉙－㉚）					㉛	□□□□□□□□□□			
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況		申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）					
		署	平成 年分						
		署	平成 年分						
		署	平成 年分						

↑-----（注）過去の年分の申告において、住宅資金特別扣除額を控除した（⑲欄の金額がある）人及び特別控除額を控除した（㉓欄の金額がある）人が記入します。

※	税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□	財産	□□□□□□□□	確認	
---	--------	------	----------	----	----------	----	----------	----	--

(注) ※印欄に記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (平18.10)

◎上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出して下さい。

なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

提出用

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

署 受 付
税 印

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。									
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。									
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3の2第1項の規定による住宅資金特別扣除の特例の適用を受けます。									
(単位は円)									
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日		左の特定贈与者から取得した財産の明細					財産を取得した年月日		
		種 類	細 目	利用区分・期間等	数 量	単 価			
		所 在 場 所 等			固定資産税評価額	倍 数	財 産 の 価 額		
住 所						円	平成□□年□□月□□日		
						円	□□□□□□□□□□		
フリガナ						円	平成□□年□□月□□日		
氏 名						円	□□□□□□□□□□		
続 柄		生 年 月 日				円	平成□□年□□月□□日		
		□□年□□月□□日				円	□□□□□□□□□□		
		↑-----明治[1]、大正[2]、昭和[3]							
課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）					⑯	□□□□□□□□□□		
	⑯のうち 住宅取得等資金の額					⑰	□□□□□□□□□□		
	⑯のうち 住宅取得等資金以外の額（⑯－⑰）					⑱	□□□□□□□□□□		
住宅資金特別扣除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別扣除額の合計額（最高1,000万円）					⑲	□□□□□□□□□□		
	住宅資金特別扣除額の残額（1,000万円－⑲）					⑳	□□□□□□□□□□		
	住宅資金特別扣除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）					㉑	□□□□□□□□□□		
							□□□□□□□□□□		
特別控除額の計算	㉒の控除後の課税価格（⑱－㉒）					㉓	□□□□□□□□□□		
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）					㉔	□□□□□□□□□□		
	特別控除額の残額（2,500万円－㉔）					㉕	□□□□□□□□□□		
	特別控除額（㉔の金額と㉖の金額のいずれか低い金額）					㉖	□□□□□□□□□□		
税額の計算	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉕－㉖）					㉗	□□□□□□□□□□		
	㉖の控除後の課税価格（㉓－㉖）【1,000円未満切捨て】					㉘	□□□□□□□□□□		
	㉘に対する税額（㉘×20%）					㉙	□□□□□□□□□□		
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）					㉚	□□□□□□□□□□		
差引税額（㉙－㉚）					㉛	□□□□□□□□□□			
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況		申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）					
		署	平成 年分						
		署	平成 年分						
		署	平成 年分						

↑-----（注）過去の年分の申告において、住宅資金特別扣除額を控除した（⑲欄の金額がある）人及び特別控除額を控除した（㉓欄の金額がある）人が記入します。

※	税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□	財産	□□□□□□□□	確認	
---	--------	------	----------	----	----------	----	----------	----	--

(注) ※印欄に記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一)

◎上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出して下さい。

なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

控
用

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

税務署
受付印

受贈者の氏名

控

第二表（平成18年分以降用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。		
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。		
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3の2第1項の規定による住宅資金特別控除の特例の適用を受けます。		
(単位は円)		
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細	財産を取得した年月日
	種類 細目 利用区分・価額等 数量 単価	
	所 在 場 所 等 固定資産税評価額 倍 数	財 産 の 価 額
住 所		平成□□年□□月□□日
フリガナ		平成□□年□□月□□日
氏 名		
続 柄	生 年 月 日	平成□□年□□月□□日
	□□年□□月□□日	
	↑-----明治[1]、大正[2]、昭和[3]	
課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）	⑯ □□□□□□□□
	⑯のうち 住宅取得等資金の額	⑰ □□□□□□□□
	⑯のうち 住宅取得等資金以外の額（⑯－⑰）	⑱ □□□□□□□□
住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑲ □□□□□□□□
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑲）	⑳ □□□□□□□□
	住宅資金特別控除額（⑱の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉑ □□□□□□□□
	翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－⑲－㉑）	㉒ □□□□□□□□
特別控除額の計算	㉑の控除後の課税価格（⑯－㉑）	㉓ □□□□□□□□
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉔ □□□□□□□□
	特別控除額の残額（2,500万円－㉔）	㉕ □□□□□□□□
	特別控除額（㉕の金額と㉖の金額のいずれか低い金額）	㉖ □□□□□□□□
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉕－㉖）	㉗ □□□□□□□□
税額の計算	㉖の控除後の課税価格（㉓－㉖）【1,000円未満切捨て】	㉘ □□□□□□□□
	㉘に対する税額（㉘×20%）	㉙ □□□□□□□□
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉚ □□□□□□□□
	差引税額（㉙－㉚）	㉛ □□□□□□□□
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）	
	署 平成 年分	
	署 平成 年分	
	署 平成 年分	

↑-----（注）過去の年分の申告において、住宅資金特別控除額を控除した（⑲欄の金額がある）人及び特別控除額を控除した（㉑欄の金額がある）人が記入します。

(資5-10-2-2-A4統一) (平18.10)

○上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出して下さい。

なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

控
用

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

税務署
受付印

受贈者の氏名

控

第二表（平成17年分用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。		
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。		
☐ 私は、租税特別措置法第70条の3の2第1項の規定による住宅資金特別控除の特例の適用を受けます。		
(単位は円)		
特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細	財産を取得した年月日
	種類 細目 利用区分・価額等 数量 単価	
	所 在 場 所 等 固定資産税評価額 倍 数	財 産 の 価 額
住 所		平成□□年□□月□□日
フリガナ		平成□□年□□月□□日
氏 名		
続 柄	生 年 月 日	平成□□年□□月□□日
	□□年□□月□□日	
	↑-----明治[1]、大正[2]、昭和[3]	
課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）	⑯ □□□□□□□□
	⑯のうち 住宅取得等資金の額	⑰ □□□□□□□□
	⑯のうち 住宅取得等資金以外の額（⑯－⑰）	⑱ □□□□□□□□
住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑲ □□□□□□□□
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑲）	⑳ □□□□□□□□
	住宅資金特別控除額（⑱の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉑ □□□□□□□□
		㉒ □□□□□□□□
特別控除額の計算	㉑の控除後の課税価格（⑯－㉑）	㉓ □□□□□□□□
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉔ □□□□□□□□
	特別控除額の残額（2,500万円－㉔）	㉕ □□□□□□□□
	特別控除額（㉕の金額と㉖の金額のいずれか低い金額）	㉖ □□□□□□□□
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉕－㉖）	㉗ □□□□□□□□
税額の計算	㉖の控除後の課税価格（㉓－㉖）【1,000円未満切捨て】	㉘ □□□□□□□□
	㉘に対する税額（㉘×20%）	㉙ □□□□□□□□
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉚ □□□□□□□□
	差引税額（㉙－㉚）	㉛ □□□□□□□□
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）	
	署 平成 年分	
	署 平成 年分	
	署 平成 年分	

↑-----（注）過去の年分の申告において、住宅資金特別控除額を控除した（⑲欄の金額がある）人及び特別控除額を控除した（㉑欄の金額がある）人が記入します。

(資5-10-2-2-A4統一)

○上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出して下さい。

なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名 _____ 受贈者の氏名 _____
 生 年 月 日 (明・大・昭 年 月 日)

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細

畑・草地・農地 の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権利、 賃借権（耕作権） の場合のその別	所 在 場 所	面 積	単 価	価 額
			固 定 資 産 税 額 評 価	倍 数	
			m ²	円	円
			円	倍	
合 計			m ²		①

II 納税猶予税額の計算

農地等以外の財産に対する贈与税額の計算		差引税額の合計額 (申告書第一表の④の金額)	⑥	円
農地等以外の(申告書第一表 — 上欄の①の金額 — の①の金額)	①	円		
配偶者控除額(申告書第一表の②の金額)	②		⑦	
基礎控除額	③	1,100,000		
農地等以外の課税価格(①-②-③) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	④	,000	⑧	00
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使って計算します。 住宅取得資金等の贈与の特例の計算を行う場合には、 住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算 明細表(別添1)の表を使って計算します。)	⑤	00	⑨	00
		納税額予税額 (⑥-⑧)		

(資 5-11-1-A4 統一)

提出用

(平成十五年分以降用)

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

控
用

贈与者の氏名 _____ 受贈者の氏名 _____
 生 年 月 日 (明・大・昭 年 月 日)

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細

田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権 利、賃借権(耕作権) の場合のその別	所 在 場 所	面 積	単 価	価 額
			固定資産税 評価額	倍 数	
			m ²	円	円
			円	倍	
合 計			m ²	①	

II 納税猶予税額の計算

農地等以外の財産に対する贈与税額の計算			差引税額の合計額 (申告書第一表の⑪の金額)	⑥	円 00
農地等以外の(申告書第一表 — 上欄の①の①の金額)	①	円	相続時精算課税の 差引税額の合計額 (申告書第一表の⑨の金額)	⑦	
配偶者控除額(申告書第一表の②の金額)	②				
基礎控除額	③	1,100,000	農地等以外の財産に 対する贈与税額(⑤+⑦) 100円未満の増数は切り捨てます。 また、この金額が100円未満の ときは、その金額を切り捨てます。	⑧	00
農地等以外の課税価格(①-②-③) (1,000円未満の増数は切り捨てます。また、この金額が 1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	④	,000			
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使って計算します。 住宅取得資金等の贈与の特例の計算を行う場合には、 「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算 明細書」の1面又は2面を使って計算します。)	⑤	00	納税猶予税額 (⑥-⑧)	⑨	00

(資 5-11-2-A 4 統一)

⑩

(削除)

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

1面

1. 平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受ける方

受贈者の氏名

この表は、平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を適用する場合の贈与税額の計算等に使用します。

私は、旧租税特別措置法第70条の3第1項又は第5項の規定による住宅取得資金等の贈与の特例を受けます。

(1) 住宅取得資金等の使途

住宅取得資金等の使途を記入します（該当する□の中に✓印を記入します。）。

- ①□ 住宅用家屋の新築の対価に充当
②□ 建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得の対価に充当
③□ 建築後使用されたことのある住宅用家屋の取得の対価に充当
④□ 居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充当

(2) 所得税の確定申告に関する事項

平成17年分の所得税の確定申告書を提出した人が記入します。

所得税の確定申告書 を提出した年月日	・ ・	提出した 税 務 署	税務署
-----------------------	-----	---------------	-----

（注） 所得税の確定申告書を提出していない人は、合計所得金額を明らかにする書類を添付する必要があります。

(3) 住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において

居住していた家屋に関する事項

住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において居住していた家屋に関する事項について記入します（該当する□の中に✓印を記入します。）。

ただし、贈与を受けた住宅取得資金等の全額を居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充てた人は、記入を要しません。

- ①□ 自己又は配偶者の所有する家屋以外の家屋に居住していた。
②□ 自己又は配偶者の所有する家屋に居住していたことがあるが、平成17年12月31日までにそのすべて（その家屋の敷地を含む。）を譲渡した。
③□ 自己又は配偶者の所有する家屋に居住していたことがあるが、平成18年12月31日までにそのすべて（その家屋の敷地を含む。）を譲渡する予定（平成18年1月1日から贈与税の申告書の提出日までの間にその家屋等のすべてを譲渡した場合を含む。）である。
なお、今後譲渡する予定の家屋等の明細は次のとおりである。

◎ 譲渡予定の家屋等の明細

No.	所在地番（住居表示）	家屋番号	家屋の敷	家屋の所有者の氏名	譲 渡 予 定 時 期
		家屋の構造	地の面積	敷地の所有者の氏名	
1	所在地番 (住居表示) _____		㎡		平成 18 年 ____ 月頃
2	所在地番 (住居表示) _____		㎡		平成 18 年 ____ 月頃

- （注） 1 この特例を適用した場合、平成17年分から平成21年分までは、この住宅取得資金等の贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けることはできません。
2 住宅取得資金等の贈与を受けた日前5年以内において居住の用に供していた自己又は配偶者の所有する家屋及びその敷地を平成18年1月1日以降に譲渡した場合又は譲渡する予定である場合には、次の点にご注意ください（贈与を受けた住宅取得資金等の全額が、居住の用に供している家屋の増改築等の費用に充てられている場合を除きます。）。
(1) 平成18年中にその家屋を譲渡した場合には、平成19年3月15日までに、平成18年分の合計所得金額を明らかにする書類等を所轄税務署長に提出する必要があります。
(2) 平成18年分の合計所得金額が1,200万円を超えることとなった場合又はその家屋及びその敷地のすべてを平成18年12月31日までに譲渡できなかった場合には、平成19年2月28日までに、平成17年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書に記載した贈与税額を納付しなければなりません。なお、修正申告により納付することとなる贈与税額については、平成18年3月15日の翌日から当該贈与税額が納付された日までの期間に応じて延滞税が課されます。
3 平成18年3月15日までに住宅用家屋の新築又は取得をしたが居住していない場合、又は同日までに住宅用家屋の新築に係る工事が完了していない場合において、平成18年12月31日までにその住宅用家屋を居住の用に供していないときについても、上記(2)と同様に修正申告書の提出及び贈与税額の納付が必要となります。

○この明細書は必要な添付書類とともに贈与税の申告書に添付してください。
（必要な添付書類については「平成17年分贈与税の申告書の申告のしかた」を参照してください。）

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

受贈者の氏名

この表は、平成14年分から平成17年分までの贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成18年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続時精算課税（相続時精算課税選択の特例を含みます。）の選択をする場合を除きます。）。

(1) 平成14年分以降の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

住宅取得資金等の贈与者が死亡している場合の留意事項

住宅取得資金等の贈与を受けた年分	贈与者の氏名 (申告者との続柄)	申告した 税 務 署
平成 年 分	()	税務署

左記の住宅取得資金等の贈与者が平成18年12月31日までに死亡している場合において、当該住宅取得資金等の額が相続税法第19条の規定により当該死亡した者に係る相続税の課税価格に加算されたときには、次の点に留意してください。

(1) 「(2) 課税価格に対する税額の計算」の②欄の金額には、その死亡した贈与者からの住宅取得資金等の額は含めません（住宅取得資金等の贈与者の全員が死亡しているときは、「(2) 課税価格に対する税額の計算」の記載は要しません。）。

(2) その死亡した贈与者に関して「(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項」欄に所定事項を記入します。

(2) 課税価格に対する税額の計算

課税される財産の価額の合計額（申告書第一表の（①－②）の金額）	①	円
この特例の適用を受けた住宅取得資金等の額 (1,500万円を超える場合は、1,500万円となります。)	②	
住宅取得資金等の額の $\frac{1}{5}$ に相当する金額（② $\times\frac{1}{5}$ ）	③	
(①+③)の金額	④	
基礎控除額	⑤	1,100,000
課税価格（④－⑤）【1,000円未満は切り捨てます。】	⑥	,000
⑥に対する税額 (「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算します。)	⑦	
(③－1,100,000円)の金額【1,000円未満は切り捨てます。】	⑧	,000
⑧に対する税額 (「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算します。)	⑨	
算出税額（⑦－⑨）【マイナスの場合は0】 (申告書第一表の⑤欄へ移記します。)	⑩	

(注)「贈与税の速算表(平成15年分以降用)」は申告書第一表(控用)の裏面に掲載しています。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

死 亡 し た 贈与者の氏名		死亡時の住所	
死 亡 年 月 日	・ ・	死亡した贈与者に係る相続税の 申 告 書 の 提 出 の 有 無	有・無
		「有」の場合の 提出先の税務署	税務署

(注) 上記留意事項の(1)に該当する住宅取得資金等の額があるときは、平成18年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したことを証する書類として戸籍の謄本等を添付して提出する必要があります。

(資5-11-4-A4統一) (平18.10)

暦年課税用

2面

2. 前年分以前の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受けた方

受贈者の氏名

この表は、平成13年分から平成16年分までの贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成17年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続時精算課税（相続時精算課税選択の特例を含みます。）の選択をする場合を除きます。）。

(1) 平成13年分以降の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

住宅取得資金等の贈与者が死亡している場合の留意事項

住宅取得資金等の贈与を受けた年分	贈与者の氏名 (申告者との続柄)	申告した 税 務 署
平成 年 分	()	税務署

左記の住宅取得資金等の贈与者が平成17年12月31日までに死亡している場合において、当該住宅取得資金等の額が相続税法第19条の規定により当該死亡した者に係る相続税の課税価格に加算されたときには、次の点に留意してください。

(1) 「(2) 課税価格に対する税額の計算」の②欄の金額には、その死亡した贈与者からの住宅取得資金等の額は含めません（住宅取得資金等の贈与者の全員が死亡しているときは、「(2) 課税価格に対する税額の計算」の記載は要しません。）。

(2) その死亡した贈与者に関して「(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項」欄に所定事項を記入します。

(2) 課税価格に対する税額の計算

課税される財産の価額の合計額（申告書第一表の（①－②）の金額）	①	円
この特例の適用を受けた住宅取得資金等の額 (1,500万円を超える場合は、1,500万円となります。)	②	
住宅取得資金等の額の $\frac{1}{5}$ に相当する金額（② $\times\frac{1}{5}$ ）	③	
(①+③)の金額	④	
基礎控除額	⑤	1,100,000
課税価格（④－⑤）【1,000円未満は切り捨てます。】	⑥	,000
⑥に対する税額 (「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」で求めます。)	⑦	
(③－1,100,000円)の金額【1,000円未満は切り捨てます。】	⑧	,000
⑧に対する税額 (「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」で求めます。)	⑨	
算出税額（⑦－⑨）【マイナスの場合は0】 (申告書第一表の⑤欄へ移記します。)	⑩	

(注)「贈与税の速算表(平成15年分以降用)」は申告書第一表(控用)の裏面に掲載しています。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

死 亡 し た 贈与者の氏名		死亡時の住所	
死 亡 年 月 日	・ ・	死亡した贈与者に係る相続税の 申 告 書 の 提 出 の 有 無	有・無
		「有」の場合の 提出先の税務署	税務署

(注) 上記留意事項の(1)に該当する住宅取得資金等の額があるときは、平成17年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したことを証する書類として戸籍の謄本等を添付して提出する必要があります。

(資5-11-4-A4統一)

改 正 後		改 正 前																																																																																
平成____年分 農地等の贈与に関する確認書 1 農地等の受贈者 <table><tr><td>住所</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr></table> 2 前年以前の農地等の贈与の状況 次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。 ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。 ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の 4 第 1 項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の 9 第 3 項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。 3 本年における農地等の贈与の状況 次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。 ☐ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。 4 採草放牧地に関する事項（今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。） <table><tr><td>贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積</td><td>①</td><td>m²</td></tr><tr><td>贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積</td><td>②</td><td>m²</td></tr><tr><td>①の面積と②の面積の合計（①＋②）</td><td>③</td><td>m²</td></tr><tr><td>③の面積の$\frac{2}{3}$（③×$\frac{2}{3}$）</td><td>④</td><td>m²</td></tr><tr><td>贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。）</td><td>⑤</td><td>m²</td></tr><tr><td colspan="3">上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。</td></tr></table> 5 準農地に関する事項（今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。） <table><tr><td>贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積</td><td>①</td><td>m²</td></tr><tr><td>贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積</td><td>②</td><td>m²</td></tr><tr><td>①の面積と②の面積の合計（①＋②）</td><td>③</td><td>m²</td></tr><tr><td>③の面積の$\frac{2}{3}$（③×$\frac{2}{3}$）</td><td>④</td><td>m²</td></tr><tr><td>贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。）</td><td>⑤</td><td>m²</td></tr><tr><td colspan="3">上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。</td></tr></table> 上記の事実相違ありません。 平成____年____月____日 農地等の贈与者 住所_____氏名_____⑩ 平成十八年分以降用		住所		氏名		贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²	贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²	①の面積と②の面積の合計（①＋②）	③	m ²	③の面積の $\frac{2}{3}$ （③× $\frac{2}{3}$ ）	④	m ²	贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。）	⑤	m ²	上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。			贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積	①	m ²	贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²	①の面積と②の面積の合計（①＋②）	③	m ²	③の面積の $\frac{2}{3}$ （③× $\frac{2}{3}$ ）	④	m ²	贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。）	⑤	m ²	上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。			平成____年分 農地等の贈与に関する確認書 1 農地等の受贈者 <table><tr><td>住所</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr></table> 2 前年以前の農地等の贈与の状況 次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。 ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。 ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の 4 第 1 項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の 9 第 3 項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。 3 本年における農地等の贈与の状況 次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。 ☐ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。 4 採草放牧地に関する事項（今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。） <table><tr><td>贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積</td><td>①</td><td>m²</td></tr><tr><td>贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積</td><td>②</td><td>m²</td></tr><tr><td>①の面積と②の面積の合計（①＋②）</td><td>③</td><td>m²</td></tr><tr><td>③の面積の$\frac{2}{3}$（③×$\frac{2}{3}$）</td><td>④</td><td>m²</td></tr><tr><td>贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。）</td><td>⑤</td><td>m²</td></tr><tr><td colspan="3">上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。</td></tr></table> 5 準農地に関する事項（今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。） <table><tr><td>贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積</td><td>①</td><td>m²</td></tr><tr><td>贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積</td><td>②</td><td>m²</td></tr><tr><td>①の面積と②の面積の合計（①＋②）</td><td>③</td><td>m²</td></tr><tr><td>③の面積の$\frac{2}{3}$（③×$\frac{2}{3}$）</td><td>④</td><td>m²</td></tr><tr><td>贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。）</td><td>⑤</td><td>m²</td></tr><tr><td colspan="3">上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。</td></tr></table> 上記の事実相違ありません。 平成____年____月____日 農地等の贈与者 住所_____氏名_____⑩ （資 5－4 5－A 4 統一）（平 18. 10） （資 5－4 5－A 4 統一）（17. 10）	住所		氏名		贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²	贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²	①の面積と②の面積の合計（①＋②）	③	m ²	③の面積の $\frac{2}{3}$ （③× $\frac{2}{3}$ ）	④	m ²	贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。）	⑤	m ²	上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。			贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積	①	m ²	贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²	①の面積と②の面積の合計（①＋②）	③	m ²	③の面積の $\frac{2}{3}$ （③× $\frac{2}{3}$ ）	④	m ²	贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。）	⑤	m ²	上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		
住所		氏名																																																																																
贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²																																																																																
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²																																																																																
①の面積と②の面積の合計（①＋②）	③	m ²																																																																																
③の面積の $\frac{2}{3}$ （③× $\frac{2}{3}$ ）	④	m ²																																																																																
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。）	⑤	m ²																																																																																
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。																																																																																		
贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積	①	m ²																																																																																
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²																																																																																
①の面積と②の面積の合計（①＋②）	③	m ²																																																																																
③の面積の $\frac{2}{3}$ （③× $\frac{2}{3}$ ）	④	m ²																																																																																
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。）	⑤	m ²																																																																																
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。																																																																																		
住所		氏名																																																																																
贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²																																																																																
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²																																																																																
①の面積と②の面積の合計（①＋②）	③	m ²																																																																																
③の面積の $\frac{2}{3}$ （③× $\frac{2}{3}$ ）	④	m ²																																																																																
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。）	⑤	m ²																																																																																
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。																																																																																		
贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積	①	m ²																																																																																
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²																																																																																
①の面積と②の面積の合計（①＋②）	③	m ²																																																																																
③の面積の $\frac{2}{3}$ （③× $\frac{2}{3}$ ）	④	m ²																																																																																
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。）	⑤	m ²																																																																																
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。																																																																																		

- 19 -

改正後	改正前
書きかた等 1この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入のうえ、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。 2この確認書は、贈与者の方が記入します。 3用語の意義 (1)「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び租税特別措置法施行令第40条の6第2項に規定する遊休農地に該当するものを除きます。）をいいます。 (注)1特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。 2都市営農農地等とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。 (2)「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。 (3)「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。	書きかた等 1この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入のうえ、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。 2この確認書は、贈与者の方が記入します。 3用語の意義 (1)「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び租税特別措置法施行令第40条の6第2項に規定する遊休農地に該当するもの（平成17年4月1日以降に贈与があった場合に限ります。）を除きます。）をいいます。 (注)1特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。 2都市営農農地等とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。 (2)「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。 (3)「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

税務署受付印 平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書

平成__年__月__日 税務署長 殿	受	住 所 又は 居 所	〒 電話 (— —)	
	贈 者	フリガナ		㊞
		氏 名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	
		特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第19項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1 特定贈与者に関する事項

住 所	
フリガナ	
氏 名 (生年月日)	(明・大・昭 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	______署 平成____年分
-----------------------	------------------

3 特定受贈同族会社株式等に関する事項（「特定受贈同族会社株式等の判定明細書」を作成してください。）

族 会 社 株 式 等 の 特 定 受 贈 者 に 対 する 特 例 の 適 用 受 け	法 人 名	① 1 株(口)当たり の時価	② 特例の適用を受ける株式 (出資)の株数等	③ 価 額 (①×②)
		円	株・口・円	円

※ 上記②欄の株数等は、「平成__年分特定受贈同族会社株式等の判定明細書」の⑩欄の株数等に移記します。

4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

受 贈 森 林 施 業 計 画 対 象 山 林 に 対 する 特 例 の 適 用 受 け	森林施業計画の 認定年月日 (認定番号)	所 在 場 所	立木・ 土地等の別	面 積	立 木 又 は 土 地 等 の 価 額
	・ ・ ()			ha	円
	・ ・ ()				
	・ ・ ()				
	合 計		立 木 土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

5 添付書類

上記3について届け出る場合は次の(1)から(3)までの書類、上記4について届け出る場合は次の(4)の書類が必要となります。（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

- (1) ☐ 特定受贈同族会社株式等の判定明細書
(2) ☐ 特定受贈同族会社株式等に係る法人の定款(贈与の時に効力を有するものに限ります。)の写し
(3) ☐ 贈与の時ににおける特定受贈同族会社株式等に係る法人のすべての株主(社員)の氏名(名称)、住所(所在地)、そのすべての株主(社員)とその贈与者との関係、そのすべての株主(社員)が保有する株式(出資)の数(口数)及びその他参考となる事項を記載した書類(その法人が証明したものに限ります。)
(4) ☐ 特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	㊞	電 話 番 号	
-------	---	---------	--

※	税 務 署 整 理 欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□	確認	
---	-------------	------	----------	----	----------	----	--

(注) ※印欄は記入しないでください。

(資5-46-A 4 統一) (平18,10)

税務署受付印 平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書

平成__年__月__日 税務署長 殿	受	住 所 又は 居 所	〒 電話 (— —)	
	贈 者	フリガナ		㊞
		氏 名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	
		特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第19項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1 特定贈与者に関する事項

住 所	
フリガナ	
氏 名 (生年月日)	(明・大・昭 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	______署 平成____年分
-----------------------	------------------

3 特定受贈同族会社株式等に関する事項（「特定受贈同族会社株式等の判定明細書」を作成してください。）

族 会 社 株 式 等 の 特 定 受 贈 者 に 対 する 特 例 の 適 用 受 け	法 人 名	① 1 株(口)当たり の時価	② 特例の適用を受ける株式 (出資)の株数等	③ 価 額 (①×②)
		円	株・口・円	円

※ 上記②欄の株数等は、「平成__年分特定受贈同族会社株式等の判定明細書」の⑩欄の株数等に移記します。

4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

受 贈 森 林 施 業 計 画 対 象 山 林 に 対 する 特 例 の 適 用 受 け	森林施業計画の 認定年月日 (認定番号)	所 在 場 所	立木・ 土地等の別	面 積	立 木 又 は 土 地 等 の 価 額
	・ ・ ()			ha	円
	・ ・ ()				
	・ ・ ()				
	合 計		立 木 土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

5 添付書類

上記3について届け出る場合は次の(1)から(3)までの書類、上記4について届け出る場合は次の(4)の書類が必要となります。（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

- (1) ☐ 特定受贈同族会社株式等の判定明細書
(2) ☐ 特定受贈同族会社株式等に係る法人の定款(贈与の時に効力を有するものに限ります。)の写し
(3) ☐ 贈与の時ににおける特定受贈同族会社株式等に係る法人のすべての株主(社員)の氏名(名称)、住所(所在地)、そのすべての株主(社員)とその贈与者との関係、そのすべての株主(社員)が保有する株式(出資)の数(口数)及びその他参考となる事項を記載した書類(その法人が証明したものに限ります。)
(4) ☐ 特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	㊞	電 話 番 号	
-------	---	---------	--

※	税 務 署 整 理 欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□	確認	
---	-------------	------	----------	----	----------	----	--

(注) ※印欄は記入しないでください。

(資5-46-A 4 統一)

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、<u>特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例</u>を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（<u>申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。</u>）。 なお、特定贈与者が贈与をした年途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署（資産税担当）又は税務相談室におたずねください。 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。特定受贈森林施業計画対象山林 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。 7 「3 特定受贈同族会社株式等に関する事項」欄には、<u>特例</u>を受けるために届け出る特定受贈同族会社株式等に係る法人名、1株（口）当たりの時価、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。 8 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、<u>特例</u>を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。	書 き か た 等 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の<u>軽減措置</u>を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（<u>申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。</u>）。 なお、特定贈与者が贈与をした年途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署（資産税担当）又は税務相談室におたずねください。 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。特定受贈森林施業計画対象山林 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。 7 「3 特定受贈同族会社株式等に関する事項」欄には、<u>相続税の課税価格の軽減措置</u>を受けるために届け出る特定受贈同族会社株式等に係る法人名、1株（口）当たりの時価、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。 8 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、<u>相続税の課税価格の軽減措置</u>を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

改正後	改正前
-----	-----

平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表

受贈者の氏名	
--------	--

6 受贈者の相続開始年月日

平成	年	月	日
----	---	---	---

7 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

8 添付書類

次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

☐ 上記7に記入した人の戸籍の謄（抄）本など受贈者のすべての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

(平成18年分以降以降用)

平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表

受贈者の氏名	
--------	--

6 受贈者の相続開始年月日

平成	年	月	日
----	---	---	---

7 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

8 添付書類

次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

☐ 上記7に記入した人の戸籍の謄（抄）本など受贈者のすべての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「平成__年分 特定受贈同族会社株式等
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

(資5-47-A4統一) (平18.10)

(資5-47-A4統一)

- 23 -

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等 1 この付表は、受贈者が「平成__年分 特定受贈同族会社株式等 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、<u>特定事業用資産</u>についての相続税の課税価格の<u>計算の特例</u>を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分 特定受贈同族会社株式等 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、<u>特例</u>は受けられません。）。 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。 4 「6 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。 5 「7 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。	書 き か た 等 1 この付表は、受贈者が「平成__年分 特定受贈同族会社株式等 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の<u>軽減措置</u>を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分 特定受贈同族会社株式等 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、<u>相続税の課税価格の軽減措置</u>は受けられません。）。 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。 4 「6 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。 5 「7 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

平成__年分 特定受贈同族会社株式等の判定明細書

										受贈者の氏名							
1 株式(出資)の時価総額が20億円未満であることの判定																	
株式(出資)の時価総額の合計額 (③+⑩+⑬)の金額 (注) この金額が20億円以上の場合には、特例を適用することはできません。												円					
2 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細																	
法人の整理番号 (所轄税務署名)		()		署		① 今回の贈与の時に発行済株式(出資)総数等				株・円・口							
法人名						② 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時の時価				円							
						③ 株式(出資)の時価総額 (①×②)				円							
ア 株主等の状況																	
氏名(名称) (特定贈与者からの今回の贈与の直前において特定贈与者の親族等である者の氏名を○で囲みます。)		特 定 贈 与 者 との続柄		④ 特定贈与者からの今回の贈与の直前に所有していた株式(出資)の株数等		⑤ 持株(出資)割合 (④/⑬の割合)		⑥ 特定贈与者から今回の贈与により取得した株式(出資)の株数等		⑦ 特定贈与者からの今回の贈与による取得後の株式(出資)の株数等 (特定贈与者からの今回の贈与の時に所有していた株式(出資)の株数等と○で囲みます。)		⑧ 持株(出資)割合 (⑦/⑬の割合)		⑨ ⑦のうち、中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の持株数等		⑩ 中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の持株(出資)割合 (⑩/⑬の割合)	
		特定贈与者		株・円・口		%		株・円・口		%		株・円・口		%		株・円・口	
A		(受贈者)						B 株・円・口				⑪					
その他の株主(社員)																	
合 計		⑬		100				⑭				⑮					
④のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の持株(出資)割合 (C欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可)		C				⑦のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の持株(出資)割合 (D欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可)		D				⑩の割合が5%未満であり、かつ、E欄の割合(⑩/⑬)が25%未満である場合は、特例適用不可		E			
イ 特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況 (今回贈与を受けた人以外の人が贈与を受けて届出したものも含みます。)														ウ 特例適用限度株数等の計算			
(a) 届出書を提出した年分		平成 年分		平成 年分		平成 年分		⑮ $\frac{2}{3}-F$		—							
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名								⑯ 特例適用限度株数等		株・円・口							
(c) 届出書を提出した税務署名		署		署		署		①×⑮									
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等		株・円・口		株・円・口		株・円・口		(r) 欄の割合の合計		⑰ Bのうち特例の適用を受ける株式(出資)の株数等		株・円・口					
(e) 各贈与の時に発行済株式(出資)総数等		株・円・口		株・円・口		株・円・口		F —									
(f) (d)/(e)の割合		—		—		—											
⑰欄の株数等が⑯欄の株数等を超える場合は、特例適用不可 (⑰欄の株数等を「平成__年分 特定受贈同族会社株式等 特定受贈森林施業計画対象山林」に係る届出書)の3の②へ移記します。)																	
3 特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2又は4と同一の法人を除きます。別)の明細																	
法人の整理番号 (所轄税務署名)		()		署		⑱ 今回の贈与の時に発行済株式(出資)総数等				株・円・口							
法人名						⑲ 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時の時価				円							
						⑳ 株式(出資)の時価総額 (⑱×⑲)				円							
4 特定贈与者が今回の贈与の直前において有していた特定保有株式(特定保有出資)に係る法人(2又は3と同一の法人を除きます。別)の明細																	
法人の整理番号 (所轄税務署名)		()		署		㉑ 今回の贈与の時に発行済株式(出資)総数等				株・円・口							
法人名						㉒ 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時の時価				円							
						㉓ 株式(出資)の時価総額 (㉒×㉒)				円							

(資5-48-A4統一) (平18.10)

平成__年分 特定受贈同族会社株式等の判定明細書

										受贈者の氏名							
1 株式(出資)の時価総額が20億円未満であることの判定																	
株式(出資)の時価総額の合計額 (③+⑩+⑬)の金額 (注) この金額が20億円以上の場合には、特例を適用することはできません。												円					
2 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細																	
法人の整理番号 (所轄税務署名)		()		署		① 今回の贈与の時に発行済株式(出資)総数等				株・円・口							
法人名						② 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時の時価				円							
						③ 株式(出資)の時価総額 (①×②)				円							
ア 株主等の状況																	
氏名(名称) (特定贈与者からの今回の贈与の直前において特定贈与者の親族等である者の氏名を○で囲みます。)		特 定 贈 与 者 との続柄		④ 特定贈与者からの今回の贈与の直前に所有していた株式(出資)の株数等		⑤ 持株(出資)割合 (④/⑬の割合)		⑥ 特定贈与者から今回の贈与により取得した株式(出資)の株数等		⑦ 特定贈与者からの今回の贈与による取得後の株式(出資)の株数等 (特定贈与者からの今回の贈与の時に所有していた株式(出資)の株数等と○で囲みます。)		⑧ 持株(出資)割合 (⑦/⑬の割合)		⑨ ⑦のうち、中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の持株数等		⑩ 中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の持株(出資)割合 (⑩/⑬の割合)	
		特定贈与者		株・円・口		%		株・円・口		%		株・円・口		%		株・円・口	
A		(受贈者)						B 株・円・口				⑪					
その他の株主(社員)																	
合 計		⑬		100				⑭				⑮					
④のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の持株(出資)割合 (C欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可)		C				⑦のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の持株(出資)割合 (D欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可)		D				⑩の割合が5%未満であり、かつ、E欄の割合(⑩/⑬)が25%未満である場合は、特例適用不可		E			
イ 特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況 (今回贈与を受けた人以外の人が贈与を受けて届出したものも含みます。)														ウ 特例適用限度株数等の計算			
(a) 届出書を提出した年分		平成 年分		平成 年分		平成 年分		⑮ $\frac{2}{3}-F$		—							
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名								⑯ 特例適用限度株数等		株・円・口							
(c) 届出書を提出した税務署名		署		署		署		①×⑮									
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等		株・円・口		株・円・口		株・円・口		(r) 欄の割合の合計		⑰ Bのうち特例の適用を受ける株式(出資)の株数等		株・円・口					
(e) 各贈与の時に発行済株式(出資)総数等		株・円・口		株・円・口		株・円・口		F —									
(f) (d)/(e)の割合		—		—		—											
⑰欄の株数等が⑯欄の株数等を超える場合は、特例適用不可 (⑰欄の株数等を「平成__年分 特定受贈同族会社株式等 特定受贈森林施業計画対象山林」に係る届出書)の3の②へ移記します。)																	
3 特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2又は4と同一の法人を除きます。別)の明細																	
法人の整理番号 (所轄税務署名)		()		署		⑱ 今回の贈与の時に発行済株式(出資)総数等				株・円・口							
法人名						⑲ 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時の時価				円							
						㉑ 株式(出資)の時価総額 (⑱×⑲)				円							
4 特定贈与者が今回の贈与の直前において有していた特定保有株式(特定保有出資)に係る法人(2又は3と同一の法人を除きます。別)の明細																	
法人の整理番号 (所轄税務署名)		()		署		㉒ 今回の贈与の時に発行済株式(出資)総数等				株・円・口							
法人名						㉓ 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時の時価				円							
						㉔ 株式(出資)の時価総額 (㉒×㉒)				円							

(資5-48-A4統一)

平成17年分以降用 ○この判定明細書は、「平成 年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」と一緒に提出してください。

改 正 後	改 正 前
使 用 目 的 等 1 この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について<u>特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。</u> 2 この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成__年分 <u>特定受贈同族会社株式等</u>に係る届出書」<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。 3 用語の意義 (1)「ア 株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び⑦欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と租税特別措置法施行令第40条の2の2第8項により適用される第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。 (2)⑨及び⑩欄の「中心的な同族個人株主グループ」とは、受贈者（A）並びにその受贈者（A）の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族をいいます。 4 記載に当たっての留意事項 (1)①、⑬、⑭及び（e）欄の総数等には、議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。 (2)④、⑥、⑦及び⑨欄の株数等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。 (3)「ア 株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心的な同族個人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。 (4)A欄には、受贈者の氏名を記入します。 (5)「イ <u>特定贈与者が今回の贈与の前に贈与をした当該法人の株式（出資）について租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況</u>」欄には、<u>特定受贈同族会社株式等（2の法人の株式（出資）を除きます。）とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式（2の法人の株式（出資）に限りします。）についても記載します（今回贈与を受けた人以外の人に係る株式（出資）を含みます。）。</u> (6)②、⑯及び㉔欄は、今回の贈与の時において当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。 (7)「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の（8）において同じです。）の2分の1超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の（8）において同じです。）を有している法人（<u>特定受贈同族会社株式等とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式に係る法人を含みます。</u>）に限られます。 また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。 (8)「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。 (9)「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。	使 用 目 的 等 1 この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について相続税の課税価格の<u>軽減措置を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。</u> <u>なお、平成16年3月31日までの間に贈与によって取得した株式（出資）についてこの特例の適用を受ける場合には、この判定明細書と異なる点がありますので、税務署（資産税担当）又は税務相談室へおたずねください。</u> 2 この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成__年分 <u>特定受贈同族会社株式等</u>に係る届出書」<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。 3 用語の意義 (1)「ア 株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び⑦欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と租税特別措置法施行令第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。 (2)⑨及び⑩欄の「中心的な同族個人株主グループ」とは、受贈者（A）並びにその受贈者（A）の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族をいいます。 4 記載に当たっての留意事項 (1)①、⑬、⑭及び（e）欄の総数等には、議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。 (2)④、⑥、⑦及び⑨欄の株数等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。 (3)「ア 株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心的な同族個人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。 (4)A欄には、受贈者の氏名を記入します。 (5)②、⑯及び㉔欄は、今回の贈与の時において当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。 (6)「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除く。次の(7)において同じ。）の2分の1超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除く。次の(7)において同じ。）を有している法人に限られます。 また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。 (7)「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。 (8)「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。

改正後

住所

氏名

殿

平成 年分贈与税及び加算税の賦課決定通知書

第 号

平成 年 月 日

税務署長

平成 年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり

及び加算税の賦課決定をします。

記

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 減少する 本税の額	納付すべき 減少する 加算税の額	納税猶予税額控除後の 納付すべき 減少する 本税の額	○ 納付すべき税額及び延滞税（納税猶予税額がある人は、納税猶予税額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額）は、同封の納付書により平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署に納付してください。 ○ 減少する税額が既に納付されている場合において、未納の国税等がないときは、金融機関等の預貯金口座への振込み又は郵便局の窓口での受取りの方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせします。
-----------------------	------------------------	-------------------------------------	--

○課税標準等及び税額等の計算明細

区	分	当初課税額（額）	調 査 額	増減(△)差額
Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）①			
	配偶者控除額②			
	基礎控除額③	00,000	00,000	00,000
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）④	,000	,000	,000
	④に対する税額⑤			
	外国税額の控除額⑥			
	差引税額（⑤－⑥）⑦			
Ⅱ 精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額⑧			
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額⑨			
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）⑩			
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））⑪	00	00	00
	納税猶予税額⑫	00	00	00
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫）⑬	00	00	00

○加算税の額の計算明細

区	分	申告加算税			重加算税		
		賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	減少する額	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	減少する額
⑭	加算税の基礎となる税額	0,000	0,000		0,000	0,000	
⑮	⑭のうち国税通則法第 条第2項の規定による加算額の基礎となる税額	0,000	0,000				
⑯	⑭に対する加算税の割合	100	100				
⑰	⑮に対する加算税の割合	5	5		100	100	
⑱	加算税の額（⑭×⑯と⑮×⑰との合計額）						

○この通知に係る処分の理由

○延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

納付すべき
本税の額
（注1）

×

延滞税の割合
7.3%（注2）
〔納期限の翌日から2月を
経過した日以後は14.6%〕

×

期間（日数）（注3）
法定納期限の翌日
から完納の日まで

=

延滞税の額
（注4）

3 6 5

（注）

1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以降の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める延滞率引率＋4%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

3 5に期間の記載がある場合には、その期間を差し引いた日数により延滞税の額を計算してください。

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。また、延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

5 あなたの場合は、国税通則法の規定により（自・・・至・・・）の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

○ この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資5-23-1-1-A4統一）

改正前

住所

氏名

殿

平成 年分贈与税及び加算税の賦課決定通知書

第 号

平成 年 月 日

税務署長

平成 年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり

及び加算税の賦課決定をします。

記

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 減少する 本税の額	納付すべき 減少する 加算税の額	納税猶予税額控除後の 納付すべき 減少する 本税の額	○ 納付すべき税額及び延滞税（納税猶予税額がある人は、納税猶予税額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額）は、同封の納付書により平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署に納付してください。 ○ 減少する税額が既に納付されている場合において、未納の国税等がないときは、金融機関等の預貯金口座への振込み又は郵便局の窓口での受取りの方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせします。
-----------------------	------------------------	-------------------------------------	--

○課税標準等及び税額等の計算明細

区	分	当初課税額（額）	調 査 額	増減(△)差額
Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）①			
	配偶者控除額②			
	基礎控除額③	00,000	00,000	00,000
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）④	,000	,000	,000
	④に対する税額⑤			
	外国税額の控除額⑥			
	差引税額（⑤－⑥）⑦			
Ⅱ 精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額⑧			
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額⑨			
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）⑩			
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））⑪	00	00	00
	納税猶予税額⑫	00	00	00
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫）⑬	00	00	00

○加算税の額の計算明細

区	分	申告加算税			重加算税		
		賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	減少する額	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	減少する額
⑭	加算税の基礎となる税額	0,000	0,000		0,000	0,000	
⑮	⑭のうち国税通則法第65条第2項の規定による加算額の基礎となる税額	0,000	0,000				
⑯	⑭に対する加算税の割合	100	100				
⑰	⑮に対する加算税の割合	5	5		100	100	
⑱	加算税の額（⑭×⑯と⑮×⑰との合計額）						

○この通知に係る処分の理由

○延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

納付すべき
本税の額
（注1）

×

延滞税の割合
7.3%（注2）
〔納期限の翌日から2月を
経過した日以後は14.6%〕

×

期間（日数）（注3）
法定納期限の翌日
から完納の日まで

=

延滞税の額
（注4）

3 6 5

（注）

1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以降の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の企業歩合＋4%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

3 5に期間の記載がある場合には、その期間を差し引いた日数により延滞税の額を計算してください。

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。また、延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

5 あなたの場合は、国税通則法の規定により（自・・・至・・・）の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

○ この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資5-23-1-1-A4統一）

- 27 -

改正後	改正前				
〒 住 所 氏 名 整理番号 平成 年 月 日 様 税務署長 贈与により取得された株式等の価額の調整計算についての通知書（通知用） 平成 年 月 日付けで回答のありました「贈与により取得した株式等についての回答書」について、別紙のとおり調整計算を行いましたので、通知します。 (参考) <table><tr><td>特定事業用資産についての相続税の課税 価格の計算の特例の対象となる金額 (別紙⑰×別紙⑥+別紙⑱×別紙⑩)</td><td>円</td></tr><tr><td>特定事業用資産についての相続税の課税 価格の計算の特例の対象とならない金額 (別紙⑲)</td><td>円</td></tr></table> ※1 相続税の申告に当たっては、別紙及び上記の金額を参考としてください。 2 この通知は、税法に規定する処分通知ではありませんから、異議申立て又は審査請求の対象となりません。 3 この通知書は、ご回答いただいた回答書の内容を前提として作成しています。 4 不明な点がありましたら、当署資産課税(担当)部門までお問い合わせください。 資産課税(担当)部門 〔 担 当 者 電 話 〕 (資5-55-1-A4統一)	特定事業用資産についての相続税の課税 価格の計算の特例の対象となる金額 (別紙⑰×別紙⑥+別紙⑱×別紙⑩)	円	特定事業用資産についての相続税の課税 価格の計算の特例の対象とならない金額 (別紙⑲)	円	(新規)
特定事業用資産についての相続税の課税 価格の計算の特例の対象となる金額 (別紙⑰×別紙⑥+別紙⑱×別紙⑩)	円				
特定事業用資産についての相続税の課税 価格の計算の特例の対象とならない金額 (別紙⑲)	円				

改正後	改正前																																																																																																							
別紙	(新規)																																																																																																							
特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細書																																																																																																								
<table><tr><td rowspan="3">ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等(以下「分割等対象株式等」といいます。)に係る法人の名称、会社分割等の事由等 「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。）又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。 </td><td>法人名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>会社分割等の日</td><td>.</td><td>.</td><td>会社分割等の事由</td></tr><tr><td>贈与年月日</td><td colspan="3">.</td></tr><tr><td>イ 対応株式に係る法人の名称等 会社分割等により租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項又は第13項の規定により準用する第11項に規定する対応株式(以下「対応株式」といいます。)を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入しています。 </td><td>法人名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>ウ 非対応株式に係る法人の名称等 会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資(以下「非対応株式」といいます。)を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入しています。 </td><td>法人名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="5">1 会社分割等前株式等総額の計算</td></tr><tr><td>① アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの価額</td><td>② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数</td><td colspan="3">③ 会社分割等前株式等総額 (①×②)</td></tr><tr><td>円</td><td>株・口</td><td colspan="3">円</td></tr><tr><td colspan="5">2 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算</td></tr><tr><td>④ 会社分割等時後におけるアの法人の資本金等の額</td><td>⑤ 会社分割等時後におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数</td><td>⑥ 会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数</td><td colspan="2">⑦ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額 (④×⑤)</td></tr><tr><td>円</td><td>株・口</td><td>株・口</td><td colspan="2">円</td></tr><tr><td colspan="5">3 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算</td></tr><tr><td>⑧ 会社分割等時後におけるイの法人の資本金等の額</td><td>⑨ 会社分割等時後におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数</td><td>⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は口数</td><td colspan="2">⑪ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額 (⑧×⑩)</td></tr><tr><td>円</td><td>株・口</td><td>株・口</td><td colspan="2">円</td></tr><tr><td colspan="5">4 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算</td></tr><tr><td>⑫ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額</td><td>⑬ 会社分割等時後におけるウの法人の資本金等の額</td><td>⑭ 会社分割等時後におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数</td><td>⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は口数</td><td>⑯ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額 (⑫+⑬×⑮)</td></tr><tr><td>円</td><td>円</td><td>株・口</td><td>株・口</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">5 アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの時価</td><td colspan="2">(3)×$\frac{⑦}{(⑦+⑪+⑮)}\div⑥$</td><td>⑰</td></tr><tr><td colspan="2">6 イの法人の対応株式の1株(1口)当たりの時価</td><td colspan="2">(3)×$\frac{⑪}{(⑦+⑪+⑮)}\div⑩$</td><td>⑱</td></tr><tr><td colspan="2">7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額</td><td colspan="2">(3)×$\frac{⑮}{(⑦+⑪+⑮)}$</td><td>⑲</td></tr><tr><td colspan="5"> (注) 1 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の贈与時の1株(1口)当たりの価額を記入しています。 なお、既にこの表により計算した⑰欄又は⑱欄の金額がある場合には、その金額を記入しています。 2 ④欄、⑧欄、⑬欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入しています。 3 ⑤欄、⑨欄、⑭欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。 4 ⑦欄、⑪欄、⑮欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 5 ⑰欄、⑱欄、⑲欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 6 相続税の申告に当たっては、⑰欄、⑱欄の金額を第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄に移記します。 7 相続税の申告に当たり、特定受贈同族会社株式等について⑱欄の金額がある場合には、⑱欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(①の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。 </td></tr></table>		ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等(以下「分割等対象株式等」といいます。)に係る法人の名称、会社分割等の事由等 「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。）又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。	法人名				会社分割等の日	.	.	会社分割等の事由	贈与年月日	.			イ 対応株式に係る法人の名称等 会社分割等により租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項又は第13項の規定により準用する第11項に規定する対応株式(以下「対応株式」といいます。)を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入しています。	法人名				ウ 非対応株式に係る法人の名称等 会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資(以下「非対応株式」といいます。)を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入しています。	法人名				1 会社分割等前株式等総額の計算					① アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの価額	② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	③ 会社分割等前株式等総額 (①×②)			円	株・口	円			2 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算					④ 会社分割等時後におけるアの法人の資本金等の額	⑤ 会社分割等時後におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑥ 会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	⑦ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額 (④×⑤)		円	株・口	株・口	円		3 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算					⑧ 会社分割等時後におけるイの法人の資本金等の額	⑨ 会社分割等時後におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は口数	⑪ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額 (⑧×⑩)		円	株・口	株・口	円		4 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算					⑫ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額	⑬ 会社分割等時後におけるウの法人の資本金等の額	⑭ 会社分割等時後におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は口数	⑯ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額 (⑫+⑬×⑮)	円	円	株・口	株・口	円	5 アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの時価		(3)× $\frac{⑦}{(⑦+⑪+⑮)}\div⑥$		⑰	6 イの法人の対応株式の1株(1口)当たりの時価		(3)× $\frac{⑪}{(⑦+⑪+⑮)}\div⑩$		⑱	7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額		(3)× $\frac{⑮}{(⑦+⑪+⑮)}$		⑲	(注) 1 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の贈与時の1株(1口)当たりの価額を記入しています。 なお、既にこの表により計算した⑰欄又は⑱欄の金額がある場合には、その金額を記入しています。 2 ④欄、⑧欄、⑬欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入しています。 3 ⑤欄、⑨欄、⑭欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。 4 ⑦欄、⑪欄、⑮欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 5 ⑰欄、⑱欄、⑲欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 6 相続税の申告に当たっては、⑰欄、⑱欄の金額を第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄に移記します。 7 相続税の申告に当たり、特定受贈同族会社株式等について⑱欄の金額がある場合には、⑱欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(①の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。				
ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等(以下「分割等対象株式等」といいます。)に係る法人の名称、会社分割等の事由等 「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。）又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。	法人名																																																																																																							
	会社分割等の日		.	.	会社分割等の事由																																																																																																			
	贈与年月日	.																																																																																																						
イ 対応株式に係る法人の名称等 会社分割等により租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項又は第13項の規定により準用する第11項に規定する対応株式(以下「対応株式」といいます。)を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入しています。	法人名																																																																																																							
ウ 非対応株式に係る法人の名称等 会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資(以下「非対応株式」といいます。)を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入しています。	法人名																																																																																																							
1 会社分割等前株式等総額の計算																																																																																																								
① アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの価額	② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	③ 会社分割等前株式等総額 (①×②)																																																																																																						
円	株・口	円																																																																																																						
2 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算																																																																																																								
④ 会社分割等時後におけるアの法人の資本金等の額	⑤ 会社分割等時後におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑥ 会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	⑦ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額 (④×⑤)																																																																																																					
円	株・口	株・口	円																																																																																																					
3 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算																																																																																																								
⑧ 会社分割等時後におけるイの法人の資本金等の額	⑨ 会社分割等時後におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は口数	⑪ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額 (⑧×⑩)																																																																																																					
円	株・口	株・口	円																																																																																																					
4 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算																																																																																																								
⑫ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額	⑬ 会社分割等時後におけるウの法人の資本金等の額	⑭ 会社分割等時後におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は口数	⑯ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額 (⑫+⑬×⑮)																																																																																																				
円	円	株・口	株・口	円																																																																																																				
5 アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの時価		(3)× $\frac{⑦}{(⑦+⑪+⑮)}\div⑥$		⑰																																																																																																				
6 イの法人の対応株式の1株(1口)当たりの時価		(3)× $\frac{⑪}{(⑦+⑪+⑮)}\div⑩$		⑱																																																																																																				
7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額		(3)× $\frac{⑮}{(⑦+⑪+⑮)}$		⑲																																																																																																				
(注) 1 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の贈与時の1株(1口)当たりの価額を記入しています。 なお、既にこの表により計算した⑰欄又は⑱欄の金額がある場合には、その金額を記入しています。 2 ④欄、⑧欄、⑬欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入しています。 3 ⑤欄、⑨欄、⑭欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。 4 ⑦欄、⑪欄、⑮欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 5 ⑰欄、⑱欄、⑲欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 6 相続税の申告に当たっては、⑰欄、⑱欄の金額を第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄に移記します。 7 相続税の申告に当たり、特定受贈同族会社株式等について⑱欄の金額がある場合には、⑱欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(①の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。																																																																																																								
(資5-54-A4統一)																																																																																																								

名簿番号

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

税務署受付印

税務署長殿
年 月 日提出

申請者

住所

フリガナ

氏名

電 話

()

租税特別措置法第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地	資産の種類	数量	譲渡価額	譲渡年月日	年 月 日
			円		

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数量	取得価額の見積額	取得予定年月日	年 月 日
取得資産の該当条項(※)	1 第37条第1項の表の 第 号 2 第37条の5第1項の表の { 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) } 第2号 (中高層の耐火共同住宅)	円	認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細				

関与税理士 電話番号

名簿番号

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

税務署受付印

税務署長殿
年 月 日提出

申請者

住所

フリガナ

氏名

電 話

()

租税特別措置法第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地	資産の種類	数量	譲渡価額	譲渡年月日	年 月 日
			円		

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数量	取得価額の見積額	取得予定年月日	年 月 日
取得資産の該当条項(※)	1 第37条第1項の表の 第 号 2 第37条の5第1項の表の { 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) } 第2号 (中高層の耐火共同住宅)	円	認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細				

関与税理士 電話番号

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

【平成____年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所		電話 ()	名簿番号						
(フリガナ)		番号	関与						
氏名		職業	税理士 (電話)						

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称		種類		利用状況		数量	
所在地等							

譲渡先の(買主の)	住所(所在地)		氏名(名称)		職業	
売買契約の日	年 月 日	引き渡した日	年 月 日	登記、登録等の日	年 月 日	

【参考事項】

売却理由	☐ 買主から頼まれたため	代金の受領状況	1回目	年 月 日	円	譲渡価額
	☐ 他の資産を購入するため		2回目	年 月 日	円	
	☐ 事業資金を捻出するため		3回目	年 月 日	円	
	☐ 借入金を返済するため		未収金	年 月 日(予定)	円	
	☐ その他 ()					
						① 円

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等 住所(所在地) 氏名(名称)	購入年月日 支払	購入価額 支払
	譲渡資産の購入代金		・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
	小計			

取得費	資産の購入価額(※) - 償却費相当額 = 円	② 円
-----	-------------------------	-----

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先 住所(所在地) 氏名(名称)	支払年月日	支払金額
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
	譲渡費用			

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

(平成17年分以降用)

【平成____年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所		電話 ()	名簿番号						
(フリガナ)		番号	関与						
氏名		職業	税理士 (電話)						

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称		種類		利用状況		数量	
所在地等							

譲渡先の(買主の)	住所(所在地)		氏名(名称)		職業	
売買契約の日	年 月 日	引き渡した日	年 月 日	登記、登録等の日	年 月 日	

【参考事項】

売却理由	☐ 買主から頼まれたため	代金の受領状況	1回目	年 月 日	円	譲渡価額
	☐ 他の資産を購入するため		2回目	年 月 日	円	
	☐ 事業資金を捻出するため		3回目	年 月 日	円	
	☐ 借入金を返済するため		未収金	年 月 日(予定)	円	
	☐ その他 ()					
						① 円

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等 住所(所在地) 氏名(名称)	購入年月日 支払	購入価額 支払
	譲渡資産の購入代金		・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
	小計			

取得費	資産の購入価額(※) - 償却費相当額 = 円	② 円
-----	-------------------------	-----

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先 住所(所在地) 氏名(名称)	支払年月日	支払金額
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
	譲渡費用			

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

(平成17年分以降用)

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				・ ・	・ ・	・ ・
				・ ・	・ ・	・ ・

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			④ 円

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署の窓口にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区分		F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額 (F－G)	J 特別控除額	K 譲渡所得金額 (H－J)
① ≤ ④	特例適用条文	① × 20%	(②+③) × 20%			
① > ④		(①－④) + ④ × 20%	(②+③) × $\frac{F}{①}$			
短期 ・ 長期	措法 ____条の__	円	円	円	円	円

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

区分		L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額 (L－M)	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額 (N－P)
交換	特例適用条文	①－④	(②+③) × $\frac{1}{①}$			
収用代替		①－③－④	② × $\frac{L}{①-③}$			
短期 ・ 長期	所法 措____条	円	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額〕が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分りにならないような場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				・ ・	・ ・	・ ・
				・ ・	・ ・	・ ・

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			④ 円

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(税務署に用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区分		F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額 (F－G)	J 特別控除額	K 譲渡所得金額 (H－J)
① ≤ ④	特例適用条文	① × 20%	(②+③) × 20%			
① > ④		(①－④) + ④ × 20%	(②+③) × $\frac{F}{①}$			
短期 ・ 長期	措法 ____条の__	円	円	円	円	円

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

区分		L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額 (L－M)	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額 (N－P)
交換	特例適用条文	①－④	(②+③) × $\frac{1}{①}$			
収用代替		①－③－④	② × $\frac{L}{①-③}$			
短期 ・ 長期	所法 措____条	円	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

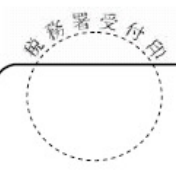
- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額〕が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分りにならないような場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑨+⑬+⑭」× $\frac{1}{2}$ の金額となります。
2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「⑩」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑨×××円」と二段書きしてください。
詳しくは、税務署（資産税担当）におたずねください。 (資6-12-A4統一
(平成18年分以降)

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑨+⑬× $\frac{1}{2}$ 」の金額となります。
2 「各債の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「⑩」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑥××円」と二段書きしてください。
詳しくは、税務署（資産税担当）におたずねください。
(資6-12-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印			名簿番号
年 月 日				

優良住宅地造成等事業に係る確約書

 税務署長殿 年 月 日提出	土地等の買取り者	住所又は所在地	〒	
		フリガナ氏名又は名称	電話	()

下記の確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項
 ※1 第 号の ※2
・一団の宅地の造成
・一団の住宅の建設
・中高層の耐火共同住宅の建設 を同号に規定する申請書の内容に適合して
 行う旨及びその申請書に基づく同号 ※3 に規定する ※4
・国土交通大臣の証する書類
・検査済証
・都道府県知事の証する書類
 の写しの交付を受けたときは遅滞なくその写しを提出することを確約します。

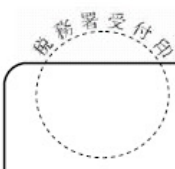
記

事業の名称	
事務所の所在地	
事業施行地に含まれる区域の名称	
事業施行地の面積	
工事完了予定年月日	
その他参考事項	

関与税理士	電話番号
-------	------

通信日付印の年月日	確認印			名簿番号
年 月 日				

優良住宅地造成等事業に係る確約書

 税務署長殿 年 月 日提出	土地等の買取り者	住所又は所在地	〒	
		フリガナ氏名又は名称	電話	()

下記の確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項
 ※1 第 号の ※2
・一団の宅地の造成
・一団の宅地の建設
・中高層の耐火共同住宅の建設 を同号に規定する申請書の内容に適合して
 行う旨及びその申請書に基づく同号 ※3 に規定する ※4
・国土交通大臣の証する書類
・検査済証
・都道府県知事の証する書類
 の写しの交付を受けたときは遅滞なくその写しを提出することを確約します。

記

事業の名称	
事務所の所在地	
事業施行地に含まれる区域の名称	
事業施行地の面積	
工事完了予定年月日	
その他参考事項	

関与税理士	電話番号
-------	------

名簿番号

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

税務署長殿

____年____月____日提出

届出者

住所
(旧住所)

〒
()

氏名
(旧姓)

⑩
()

電話
()

私が、平成____年____月____日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として_____
税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の(全部)が同条第2項第____
号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積 ㎡	
			㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	⑩	電話番号	
-------	---	------	--

(資6-71-1-A4統一)

名簿番号

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

税務署長殿

____年____月____日提出

届出者

住所
(旧住所)

〒
()

氏名
(旧姓)

⑩
()

電話
()

私が、平成____年____月____日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として_____
税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の(全部)が同条第2項第____
号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積 ㎡	
			㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	⑩	電話番号	
-------	---	------	--

譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成____年分】

名簿番号

提出 ____ 枚のうちの ____

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面（4面の記載は必要ありません。）
 - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面（「4」を除く）・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨) 鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注) 「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

(平成18年分以降用)

譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成____年分】

名簿番号

提出 ____ 枚のうちの ____

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面（4面の記載は必要ありません。）
 - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面（「4」を除く）・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨) 鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注) 「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

(平成17年分以降用)

2 面

名簿番号

1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

所在地	所在地番
	(住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

土地	☐ 宅 地 ☐ 田 ☐ 山 林 ☐ 畑 ☐ 雑種地 ☐ 借地権 ☐ その他 ()	(実測) m ² (公簿等) m ²	利用状況	☐ 自己の居住用 ☐ 自己の事業用 ☐ 貸付用 ☐ 未利用 ☐ その他 ()	売買契約日
	☐ 居 宅 ☐ マンション ☐ 店 舗 ☐ 事務所 ☐ その他 ()	m ²			

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名	共有者の持分	
土地	建物		土地	建物
		(住所) (氏名)		
		(住所) (氏名)		

(3) どなたに譲渡（売却）されましたか。

買主	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	職業 (業 種)

(4) いくらで譲渡（売却）されましたか。

① 譲 渡 価 額	円
-----------	---

【参考事項】

代金の 受領状況	1 回 目	2 回 目	3 回 目	未 収 金
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日(予定)
	円	円	円	円

お 売 り に な っ た 理 由	☐ 買主から頼まれたため	☐ 借入金を返済するため
	☐ 他の資産を購入するため	☐ その他
	☐ 事業資金を捻出するため	()

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

○ 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署の窓口にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「⑩×××円」と二段書きで記載してください。

○ 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署の窓口にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「⑩×××円」と二段書きで記載してください。

○ 4面を利用される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署の資産税担当に記載方法をご確認ください。

2 面

名簿番号

1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

所在地	所在地番
	(住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

土地	☐ 宅 地 ☐ 田 ☐ 山 林 ☐ 畑 ☐ 雑種地 ☐ 借地権 ☐ その他 ()	(実測) m ² (公簿等) m ²	利用状況	☐ 自己の居住用 ☐ 自己の事業用 ☐ 貸付用 ☐ 未利用 ☐ その他 ()	売買契約日
	☐ 居 宅 ☐ マンション ☐ 店 舗 ☐ 事務所 ☐ その他 ()	m ²			

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者	(住所) (氏名)	持分
土地	建物			
		(住所) (氏名)	持分	—
		(住所) (氏名)	持分	—

(3) どなたに譲渡（売却）されましたか。

買主	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	職業 (業 種)

(4) いくらで譲渡（売却）されましたか。

① 譲 渡 価 額	円
-----------	---

【参考事項】

代金の 受領状況	1 回 目	2 回 目	3 回 目	未 収 金
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日(予定)
	円	円	円	円

お 売 り に な っ た 理 由	☐ 買主から頼まれたため	☐ 借入金を返済するため
	☐ 他の資産を購入するため	☐ その他
	☐ 事業資金を捻出するため	()

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

○ 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(税務署に用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「⑩×××円」と二段書きで記載してください。

○ 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(税務署に用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「⑩×××円」と二段書きで記載してください。

○ 4面を利用される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署の資産税担当に記載方法をご確認ください。

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
土 地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (イ)	円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	□木造 □木骨モルタル □(鉄骨)鉄筋 □金属造 □その他		小 計 (ロ)	円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)
□標準			
円 × 0.9 ×	×		円

※ 「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」に記してください。

※ 非業務用建物（居住用）の償却率は1面をご覧ください。

(3) 取得費を計算します。

②	(イ) + (ロ) - (ハ)	円
取得費		

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支 払 金 額
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③	円
			譲渡費用	

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (② + ③)	C 差引金額 (A - B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C - D)
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容（交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容）を「申告書第三表（分離課税用）」に転記します。

整理欄

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
土 地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (イ)	円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	□木造 □木骨モルタル □(鉄骨)鉄筋 □金属造 □その他		小 計 (ロ)	円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)
□標準			
円 × 0.9 ×	×		円

※ 「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」に記してください。

※ 非業務用建物（居住用）の償却率は1面をご覧ください。

(3) 取得費を計算します。

②	(イ) + (ロ) - (ハ)	円
取得費		

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支 払 金 額
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③	円
			譲渡費用	

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (② + ③)	C 差引金額 (A - B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C - D)
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円

※ 分離長期譲渡所得の100万円の特別控除は廃止になりました。

※ ここで計算した内容（交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容）を「申告書第三表（分離課税用）」に転記します。

整理欄

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署の窓口にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え（交換）以外の場合〔交換（所法58）・収用代替（措法33）・居住用財産の買換え（措法36の6）など〕

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F－G)
収用代替		①－③－④	$② \times \frac{F}{①-③}$	
上記以外		①－④	$(②+③) \times \frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え（交換）（措法37・37の4）の場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J－K)
① ≤ ④		① × 20%	(② + ③) × 20%	
① > ④		(①－④) + ④ × 20%	$(②+③) \times \frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 条の	円	円	円

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（税務署に用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え（交換）以外の場合〔交換（所法58）・収用代替（措法33）・居住用財産の買換え（措法36の6）など〕

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額 (F－G)	J 特別控除額 (※)	K 譲渡所得金額 (H－J)
収用代替		①－③－④	$② \times \frac{F}{①-③}$			
上記以外		①－④	$(②+③) \times \frac{F}{①}$			
短期 長期	所・措 条の	円	円	円	円	円

※ 交換・収用代替・居住用財産の買換えなどの特例を受ける場合には、特別控除の適用はありません。

(2) 特定の事業用資産の買換え（交換）（措法37・37の4）の場合

区分	特例適用 条文	L 収入金額	M 必要経費	N 譲渡所得金額 (L－M)
① ≤ ④		① × 20%	(② + ③) × 20%	
① > ④		(①－④) + ④ × 20%	$(②+③) \times \frac{L}{①}$	
短期 長期	措法 条の	円	円	円

改正後

平成 年分 特定上場株式等非課税適用選択申告書

税務署長 殿

平成 年 月 日

住所〒

フリガナ

氏名

印

電話番号
(連絡先)

— —

生年
月日

明・大・昭・平
・ ・

職業

前回提出時の住所

私は、租税特別措置法第37条の14第1項の規定による特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の適用を受ける上場株式等の譲渡として、次のものを選択して、非課税の適用を受けます。

No.	譲渡をした上場株式等					譲渡の直前に有する上場株式等のうち平成14年12月31日以前に取得した数			特定取得株式等のうち非課税の特例の適用を受けていないもの			⑦ ④のうち 取得期間 内に取得 した上場 株式等の 数	⑧ 譲渡をし た特定上 場株式等 の数	非課税の適用を選択する特定上場株式等	
	年月日	種類	銘柄	① 譲渡した 数	証券業者等 の名称	② 譲渡直前 における 保有数	③ 平成15年 1月1日取 得した数	④ 差引 (②－③)	⑤ 数	取得 年月日	⑥ 単価	⑦ 数	取得 対価額 (⑤×⑥)	⑧ 選 択 する 数	取得 対価額 (⑥×⑧)
	・ ・			株(口)		株(口)	株(口)	株(口)	株(口)	・ ・	円	株(口)	株(口)	株(口)	円
	・ ・									・ ・					
	・ ・									・ ・					
	・ ・									・ ・					
	・ ・									・ ・					

(④及び⑤欄の数のうち、いずれか少ない数を⑦に記載します。)

(①及び⑦欄の数のうち、いずれか少ない数を⑧欄に記載します。)

非課税の適用を選択する特定上場株式等の「取得対価の額」の合計額 (⑩欄の金額を限度とします。)

円

(摘要)

非課税
適用購入
限度額

⑩
限度額の上限
円
10,000,000

既に非課税を適用した額

⑪ 17年分
円

⑫ 18年分
円

⑬本年分の非課税適用購入限度額
(⑩－⑪－⑫)
円

※ この申告書を提出する場合は、特定上場株式等の取得対価の額を証する書類の添付が必要です。

この欄には
記入しないで
ください。

通信日付印の年月日

確認印

年 月 日

印

番号

改正前

平成 年分 特定上場株式等非課税適用選択申告書

税務署長 殿

平成 年 月 日

住所〒

フリガナ

氏名

印

電話番号
(連絡先)

— —

生年
月日

明・大・昭・平
・ ・

職業

前回提出時の住所

私は、租税特別措置法第37条の14第1項の規定による特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の適用を受ける上場株式等の譲渡として、次のものを選択して、非課税の適用を受けます。

No.	譲渡をした上場株式等					譲渡の直前に有する上場株式等のうち平成14年12月31日以前に取得した数			特定取得株式等のうち非課税の特例の適用を受けていないもの			⑦ ④のうち 取得期間 内に取得 した上場 株式等の 数	⑧ 譲渡をし た特定上 場株式等 の数	非課税の適用を選択する特定上場株式等	
	年月日	種類	銘柄	① 譲渡した 数	証券業者等 の名称	② 譲渡直前 における 保有数	③ 平成15年 1月1日取 得した数	④ 差引 (②－③)	⑤ 数	取得 年月日	⑥ 単価	⑦ 数	取得 対価額 (⑤×⑥)	⑧ 選 択 する 数	取得 対価額 (⑥×⑧)
	・ ・			株(口)		株(口)	株(口)	株(口)	株(口)	・ ・	円	株(口)	株(口)	株(口)	円
	・ ・									・ ・					
	・ ・									・ ・					
	・ ・									・ ・					
	・ ・									・ ・					
	・ ・									・ ・					

(④及び⑤欄の数のうち、いずれか少ない数を⑦に記載します。)

(①及び⑦欄の数のうち、いずれか少ない数を⑧欄に記載します。)

非課税の適用を選択する特定上場株式等の「取得対価の額」の合計額 (⑩欄の金額を限度とします。)

円

(摘要)

非課税
適用購入
限度額

⑩
限度額の上限
円
10,000,000

既に非課税を適用した額

⑪ 17年分
円

⑫ 18年分
円

⑬本年分の非課税適用購入限度額
(⑩－⑪－⑫)
円

この欄には
記入しないで
ください。

通信日付印の年月日

確認印

年 月 日

印

番号

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成____年分】

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電 話) ()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			未 公 開 分	上 場 分
収 入 金 額	譲 渡 による 収 入 金 額	①	円	円
	そ の 他 の 収 入	②		
	小 計 (①+②)	③	申告書第三表 ㉔へ	申告書第三表 ㉔へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取 得 費 (取得価額)	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小 計 (④から⑥までの計)	⑦		
特定管理株式のみなし 譲 渡 損 失 の 金 額 (△を付けないで書いてください。)			⑧	
差 引 金 額 (③－⑦－⑧)			⑨	
特定投資株式の取得に 要した金額の控除(※1) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)			⑩	
所 得 金 額 (⑨－⑩) (赤字の場合は0と書いてください。)			⑪	申告書第三表 ㉕へ
本年分で差し引く株式等に 係る繰越損失の金額(※2)			⑫	申告書第三表 ㉖へ
繰越控除後の所得金額(※3) (⑪－⑫)			⑬	申告書第三表 ㉖へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※2 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」の2㉔欄の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉖欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

整理欄

(平成18年分以降用)

「上場分」の⑨欄が赤字の場合で、譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成____年分】

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電 話) ()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			未 公 開 分	上 場 分
収 入 金 額	譲 渡 による 収 入 金 額	①	円	円
	そ の 他 の 収 入	②		
	小 計 (①+②)	③	申告書第三表 ㉔へ	申告書第三表 ㉔へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取 得 費 (取得価額)	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小 計 (④から⑥までの計)	⑦		
特定管理株式のみなし 譲 渡 損 失 の 金 額 (△を付けないで書いてください。)			⑧	
差 引 金 額 (③－⑦－⑧)			⑨	
特定投資株式の取得に 要した金額の控除(※1) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)			⑩	
所 得 金 額 (⑨－⑩) (赤字の場合は0と書いてください。)			⑪	申告書第三表 ㉕へ
本年分で差し引く株式等に 係る繰越損失の金額(※2)			⑫	申告書第三表 ㉖へ
繰越控除後の所得金額(※3) (⑪－⑫)			⑬	申告書第三表 ㉖へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※2 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」の2㉔欄の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉖欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。

整理欄

(平成17年分以降用)

「上場分」の⑨欄が赤字の場合で、譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成____年分】

番 号

(この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び同法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。)

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	関与税理士名 (電 話) ()

1 所得金額の計算

(単位：円)

			未 公 開 分	内、特定権利 行使株式分	内、特定 投資株式分	上 場 分	内、特定権利 行使株式分	内、公開等 特定株式分
収入 金額	譲 渡 に よ る 収 入 金 額	①						
	そ の 他 の 収 入	②						
	小 計 (①+②)	③	申告書第三表㉗へ			申告書第三表㉗へ		
必要経費又は譲渡に要した費用等	取 得 費 (取得価額)	④						
	譲 渡 の た め の 委 託 手 数 料	⑤						
		⑥						
	小 計 (④から⑥までの計)	⑦						
	特定管理株式のみなし 譲 渡 損 失 の 金 額 (△を付けないで書いてください。)	⑧						
	特定投資株式の 価 値 喪 失 の 金 額 (2面の3⑬の金額を書いてください。)	⑨						
	差引金額(③－⑦－⑧－⑨)	⑩			㊦			㊦
	特定投資株式の取得に 要した金額の控除(※1) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑪						
	所 得 金 額 (⑩－⑪) (赤字の場合は0と書いてください。)	⑫	申告書第三表㉘へ			㊦		㊦
	公開等特定株式の計算 (2面の5で計算した金額を書いてください。)	⑬				申告書第三表㉙へ		
	本年分で差し引く株式等 に係る繰越損失の金額(※2)	⑭	申告書第三表㉚へ			申告書第三表㉚へ		
	繰越控除後の所得金額(※3) (⑫－⑭又は⑬－⑭)	⑮	申告書第三表㉛へ			申告書第三表㉛へ		

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ①欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。また、⑩欄の㊦の金額が㊦の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の⑪欄には、㊦の金額を限度として記載します。

※2 ④欄の金額は、⑫欄の金額が0の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用）」の2㊦欄の合計額を、「未公開分」（⑫欄の金額を限度とします。）、「上場分」（⑬欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※3 ⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉛欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署（資産税担当）におたずねください。

整理欄

(平成18年分以降用)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成____年分】

番 号

(この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び同法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。)

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	関与税理士名 (電 話) ()

1 所得金額の計算

(単位：円)

			未 公 開 分	内、特定権利 行使株式分	内、特定 投資株式分	上 場 分	内、特定権利 行使株式分	内、公開等 特定株式分
収入 金額	譲 渡 に よ る 収 入 金 額	①						
	そ の 他 の 収 入	②						
	小 計 (①+②)	③	申告書第三表㉗へ			申告書第三表㉗へ		
必要経費又は譲渡に要した費用等	取 得 費 (取得価額)	④						
	譲 渡 の た め の 委 託 手 数 料	⑤						
		⑥						
	小 計 (④から⑥までの計)	⑦						
	特定管理株式のみなし 譲 渡 損 失 の 金 額 (△を付けないで書いてください。)	⑧						
	特定投資株式の 価 値 喪 失 の 金 額 (2面の3⑬の金額を書いてください。)	⑨						
	差引金額(③－⑦－⑧－⑨)	⑩			㊦			㊦
	特定投資株式の取得に 要した金額の控除(※1) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑪						
	所 得 金 額 (⑩－⑪) (赤字の場合は0と書いてください。)	⑫	申告書第三表㉘へ			㊦		㊦
	公開等特定株式の計算 (2面の5で計算した金額を書いてください。)	⑬				申告書第三表㉙へ		
	本年分で差し引く株式等 に係る繰越損失の金額(※2)	⑭	申告書第三表㉚へ			申告書第三表㉚へ		
	繰越控除後の所得金額(※3) (⑫－⑭又は⑬－⑭)	⑮	申告書第三表㉛へ			申告書第三表㉛へ		

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ①欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。また、⑩欄の㊦の金額が㊦の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の⑪欄には、㊦の金額を限度として記載します。

※2 ④欄の金額は、⑫欄の金額が0の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越用）」の2㊦欄の合計額を、「未公開分」（⑫欄の金額を限度とします。）、「上場分」（⑬欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※3 ⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉛欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署（資産税担当）におたずねください。

整理欄

(平成17年分以降用)

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額(⑥)**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署の窓口にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額(⑥)**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(税務署に用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改正後				改正前			
番号				番号			
居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成____年分)【租税特別措置法第41条の5用】				居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成____年分)【租税特別措置法第41条の5用】			
住所 又は 事業所 事務所 居所など		フリガナ 氏名		住所 又は 事業所 事務所 居所など		フリガナ 氏名	
この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」をご覧ください。				この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」をご覧ください。			
居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)				居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)			
特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)		①	円	特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)		①	円
分離課税の対象となる土地、建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)		②		分離課税の対象となる土地、建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)		②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)		③		損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)		③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表㉓・㉔の金額の合計額又は申告書第四表㉕の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)		④		本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表㉓・㉔の金額の合計額又は申告書第四表㉕の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)		④	
本年分が青色申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤		本年分が青色申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥		本年分が白色申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)		⑦		居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)		⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)		⑧		翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)		⑧	
③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額 円 $\times \left(1 - \left\{ \frac{\left(\frac{\text{土地等の面積}}{\text{特定損失の金額}} \right) \text{円}}{\text{③の金額}} \times \frac{\text{_____} \text{㎡} - 500 \text{㎡}}{\text{土地等の面積}} \right\} \right)$ 円				③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額 円 $\times \left(1 - \left\{ \frac{\left(\frac{\text{土地等の面積}}{\text{特定損失の金額}} \right) \text{円}}{\text{③の金額}} \times \frac{\text{_____} \text{㎡} - 500 \text{㎡}}{\text{土地等の面積}} \right\} \right)$ 円			
※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の㉓、㉔の金額の合計額とします。 (平成18年分以降用)				※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の㉓、㉔の金額の合計額とします。 (平成17年分以降用)			

改 正 後	改 正 前
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ 個人が、平成10年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。))については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。 また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。 (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照)。 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。 1 譲渡資産の範囲 特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。 (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。) (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) 2 買換資産の範囲 特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。 (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの (2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの 3 特例の適用を受けるための手続等 損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。 繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。 この特例に関する詳しいことは、<u>タックスアンサー【http://www.taxanswer.nta.go.jp】</u>をご覧ください。、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ 個人が、平成10年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。))については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。 また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。 (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照)。 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。 1 譲渡資産の範囲 特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。 (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。) (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) 2 買換資産の範囲 特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。 (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの (2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの 3 特例の適用を受けるための手続等 損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。 繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。 この特例に関する詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)**」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。

(注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署の窓口にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)**」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。

(注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(税務署に用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

番 号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算
(赤字の金額は、△を付けずに書いてください。)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地、建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表㉔・㉕の金額の合計額又は申告書第四表㉖の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	
本年分が青色 申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥
本年分が白色 申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の㉔、㉕の金額の合計額とします。

(平成18年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

番 号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算
(赤字の金額は、△を付けずに書いてください。)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地、建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表㉔・㉕の金額の合計額又は申告書第四表㉖の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	
本年分が青色 申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥
本年分が白色 申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の㉔、㉕の金額の合計額とします。

(平成17年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
- 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照。)
- 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」(**裏面の計算書**)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、タックスアンサー【<http://www.taxanswer.nta.go.jp>】をご覧ください、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
- 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照。)
- 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」(**裏面の計算書**)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

山林所得
収支内訳書
(計算明細書)

譲渡者住所
開与住所
税理士住所

氏名(フリガナ)

電話番号()

氏名

電話番号()

			合 計		内 訳	
特 例 適 用 条 文					措 法 条 措 法 条	
譲渡した山林の明細	山林の所在地番					
	面積	皆伐・間伐の区分	ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐
	樹種	樹齢		年		年
	本数	数量	本	m ³	本	m ³
	譲渡住所又は所在地					
	先氏名又は名称					
	譲渡した年月日		年 月 日		年 月 日	
譲渡山林を植林・購入した時期			年 月 日		年 月 日	
譲渡価額の総額（収入金額）			①	A 円	円	円
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額	②	円	円	円	円
	専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③	円	円	円	円
	計（②+③）	④	円	円	円	円
差 引（①－④）			⑤	円	円	円
取得費、管理費など	概算経費率による場合	概算経費の額（⑤×50％）	⑥	円	円	円
	概算経費率による場合	植林費、取得に要した経費	⑦	円	円	円
		管理費その他の育成費用	⑧	円	円	円
		③以外の専従者控除額	⑨	円	円	円
		計（⑦+⑧+⑨）	⑩	円	円	円
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補てんされる部分を除く。）			⑪	円	円	円
必要経費 {④+（⑥又は⑩）+⑪}			⑫	円	円	円
森林計画特別控除	概算経費率の適用を受ける場合（⑤×20％）	⑬	円	円	円	円
	概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額（⑤×20％）	⑭		円	円
		所得基準額（⑤×50％－⑩）	⑮		円	円
		⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯	円	円	円
差 引 金 額 {①－⑫－（⑬又は⑯）}			⑰	円	円	円
特 別 控 除 額			⑱	円		
山 林 所 得 金 額			⑲	B 円		

(注) 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。（資7－6－1－A4統一）
(平成18年分以降用)

山林所得
収支内訳書
(計算明細書)

譲渡者住所
開与住所
税理士住所

氏名(フリガナ)

電話番号()

氏名

電話番号()

			合 計		内 訳	
特 例 適 用 条 文					措 法 条 措 法 条	
譲渡した山林の明細	山林の所在地番					
	面積	皆伐・間伐の区分	ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐
	樹種	樹齢		年		年
	本数	数量	本	m ³	本	m ³
	譲渡住所又は所在地					
	先氏名又は名称					
	譲渡した年月日		年 月 日		年 月 日	
譲渡山林を植林・購入した時期			年 月 日		年 月 日	
譲渡価額の総額（収入金額）			①	A 円	円	円
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額	②	円	円	円	円
	専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③	円	円	円	円
	計（②+③）	④	円	円	円	円
差 引（①－④）			⑤	円	円	円
取得費、管理費など	概算経費率による場合	概算経費の額（⑤×45％）	⑥	円	円	円
	概算経費率による場合	植林費、取得に要した経費	⑦	円	円	円
		管理費その他の育成費用	⑧	円	円	円
		③以外の専従者控除額	⑨	円	円	円
		計（⑦+⑧+⑨）	⑩	円	円	円
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補てんされる部分を除く。）			⑪	円	円	円
必要経費 {④+（⑥又は⑩）+⑪}			⑫	円	円	円
森林計画特別控除	概算経費率の適用を受ける場合（⑤×20％）	⑬	円	円	円	円
	概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額（⑤×20％）	⑭		円	円
		所得基準額（⑤×50％－⑩）	⑮		円	円
		⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯	円	円	円
差 引 金 額 {①－⑫－（⑬又は⑯）}			⑰	円	円	円
特 別 控 除 額			⑱	円		
山 林 所 得 金 額			⑲	B 円		

(注) 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。（資7－6－1－A4統一）

改正後

改正前

山林所得
収支内訳書
(計算明細書)

譲渡者住所
関与住所
税理士住所

氏名(フリガナ)

電話番号()

氏名

電話番号()

(課税事業者用)

消費税等の 経理方式		特例適用条文	合 計		内 訳			
			税 込 ・ 税 抜		措 法 条		措 法 条	
譲渡した山林の明細	山林の所在地番							
	面積	皆伐・間伐の区分			ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐
	樹種	樹齢				年		年
	本数	数量			本	m ³	本	m ³
	譲渡住所又は所在地							
	先氏名又は名称							
	譲渡した年月日				年 月 日	年 月 日		
	譲渡山林を植林・購入した時期				年 月 日	年 月 日		
譲渡価額(収入金額)			①	円	円	円	円	
総収入金額に算入される消費税等の額			②	円	円	円	円	
計(①+②)			③	A 円	円	円	円	
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額	④	円	円	円	円	円	
	専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤	円	円	円	円	円	
	計(④+⑤)	⑥	円	円	円	円	円	
差 引 (① - ⑥)			⑦	円	円	円	円	
取得費、管理費など	概算経費率による場合	概算経費の額 (⑦×50%)	⑧	円	円	円	円	
	概算経費率による場合	植林費、取得に要した経費	⑨	円	円	円	円	
		管理費その他の育成費用	⑩	円	円	円	円	
		⑤以外の専従者控除額	⑪	円	円	円	円	
	ない場合	計(⑨+⑩+⑪)	⑫	円	円	円	円	
被災事業用資産の損失の金額 (保険金等で補てんされる部分を除く。)			⑬	円	円	円	円	
必要経費 {⑥+(⑧又は⑫)+⑬}			⑭	円	円	円	円	
必要経費に算入される消費税等の額			⑮	円	円	円	円	
計(⑭+⑮)			⑯	円	円	円	円	
森林計画特別控除(注1)	概算経費率の適用を受ける場合 (⑦×20%)	⑰	円	円	円	円	円	
	概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額 (⑦×20%)	⑱		円	円	円	
		所得基準額 (⑦×50%-⑫)	⑲		円	円	円	
		⑱と⑲のうち低い方の金額	⑳	円	円	円	円	
	差 引 金 額 {③-⑯-(⑰又は⑳)}			㉑	円	円	円	円
特 別 控 除 額 (注2)			㉒	円				
山 林 所 得 金 額			㉓	B 円				

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。
(資7-6-2-A4統一)
(平成18年分以降用)

山林所得
収支内訳書
(計算明細書)

譲渡者住所
関与住所
税理士住所

氏名(フリガナ)

電話番号()

氏名

電話番号()

(課税事業者用)

消費税等の 経理方式		特例適用条文	合 計		内 訳			
			税 込 ・ 税 抜		措 法 条		措 法 条	
譲渡した山林の明細	山林の所在地番							
	面積	皆伐・間伐の区分			ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐
	樹種	樹齢				年		年
	本数	数量			本	m ³	本	m ³
	譲渡住所又は所在地							
	先氏名又は名称							
	譲渡した年月日				年 月 日	年 月 日		
	譲渡山林を植林・購入した時期				年 月 日	年 月 日		
譲渡価額(収入金額)			①	円	円	円	円	
総収入金額に算入される消費税等の額			②	円	円	円	円	
計(①+②)			③	A 円	円	円	円	
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額	④	円	円	円	円	円	
	専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤	円	円	円	円	円	
	計(④+⑤)	⑥	円	円	円	円	円	
差 引 (① - ⑥)			⑦	円	円	円	円	
取得費、管理費など	概算経費率による場合	概算経費の額 (⑦×45%)	⑧	円	円	円	円	
	概算経費率による場合	植林費、取得に要した経費	⑨	円	円	円	円	
		管理費その他の育成費用	⑩	円	円	円	円	
		⑤以外の専従者控除額	⑪	円	円	円	円	
	ない場合	計(⑨+⑩+⑪)	⑫	円	円	円	円	
被災事業用資産の損失の金額 (保険金等で補てんされる部分を除く。)			⑬	円	円	円	円	
必要経費 {⑥+(⑧又は⑫)+⑬}			⑭	円	円	円	円	
必要経費に算入される消費税等の額			⑮	円	円	円	円	
計(⑭+⑮)			⑯	円	円	円	円	
森林計画特別控除(注1)	概算経費率の適用を受ける場合 (⑦×20%)	⑰	円	円	円	円	円	
	概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額 (⑦×20%)	⑱		円	円	円	
		所得基準額 (⑦×50%-⑫)	⑲		円	円	円	
		⑱と⑲のうち低い方の金額	⑳	円	円	円	円	
	差 引 金 額 {③-⑯-(⑰又は⑳)}			㉑	円	円	円	円
特 別 控 除 額 (注2)			㉒	円				
山 林 所 得 金 額			㉓	B 円				

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。
(資7-6-2-A4統一)

平成__年分 特定路線価設定申出書

整理簿

※

____税務署長 殿

平成__年__月__日

申出者 住所(所在地) _____

(納税義務者)

氏名(名称) _____ 印

職業(業種) _____ 電話番号 _____

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるので、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。

1 特定路線価の設定を必要とする理由

☐ 相続税申告のため(相続開始日__年__月__日)

被相続人

住所 _____

氏名 _____

職業 _____

☐ 贈与税申告のため(受贈日__年__月__日)

2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等

「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおりに

3 添付資料

(1) 物件案内図(住宅地図の写し)

(2) 地形図(公図、実測図の写し)

(3) その他 _____

4 連絡先

住 所 _____

氏 名 _____

職 業 _____

電話番号 _____

5 送付先

☐ 申出者に送付

☐ 連絡先に送付

* □欄には、該当するものにレ点を付してください。

(資9-29-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

平成__年分 特定路線価設定申出書

整理簿

※

____税務署長 殿

平成__年__月__日

申出者 住所(所在地) _____

(納税義務者)

氏名(名称) _____ 印

職業(業種) _____ 電話番号 _____

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるので、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。

1 特定路線価の設定を必要とする理由

☐ 相続税申告のため(相続開始日__年__月__日)

被相続人

住所 _____

氏名 _____

職業 _____

☐ 贈与税申告のため(受贈日__年__月__日)

2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等

「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおりに

3 添付資料

(1) 物件案内図(住宅地図の写し)

(2) 地形図(公図、実測図の写し)

(3) その他 _____

4 連絡先

住 所 _____

氏 名 _____

職 業 _____

電話番号 _____

* □欄には、該当するものにレ点を付してください。

(資9-29-A4統一)

※印欄は記入しないでください。